

国民と森林

2015年・夏季
第133号



国民森林会議

アトランダム雑誌切り抜き	切り抜き森林・林政ジャーナル	森林資源の「若返り」について	平成26年度 国民森林会議 提言要旨	平成26年度の提言書を林野庁に提出 〜森林資源の「若返り」について〜	吉野林業における自伐化の進展状況と その意味すること	「木材流通から見た日本の林業」	「投資林業」考
.....
32	30	16	15	13	8	3	1

表紙のことば

石畳のベランダ（後方、槍・穂高連峰）

撮影地 北ア 笠ヶ岳
清水洋嗣（岐阜県高山市在住）

深い雪に埋もれていた、北アルプスの山小屋も、6月中旬には、一斉に小屋開きとなる。北ア、笠ヶ岳山荘の小屋開きとともに上山した、山小屋と登山者の安全を守るスタッフ、あわただしい朝食が済み、無事登山者を送り出した。

梅雨の晴れ間の午後のひとときを、登山者からのプレゼントされた、久々に目にする新聞の話題に花が咲く。

「投資林業」考

半田良一

(本会前会長)

一〇年余り前からアメリカでは、「投資林業」が盛んである。近年、福田淳氏(「山林」〇七年五・六月)、村嶋由直氏(「鳥取環境大学紀要」〇八年三月)、大塚・立花・餅田三氏(「林業経済研究」〇八年七月)が、相次いでこの課題を論評された。これらの論文および最近村嶋氏から頂いた講演資料から得た知見によって纏めると、実状は次のごとくである。

アメリカの森林のうち経済林は約二億haだが、うち私有林は一・四五億haである。九四年当時の内訳は、会社有二九百万ha・農家有三三百万ha・その他個人有八三百万haだった。そして会社有の大部分は、インターナショナルペーパー・ウェアーハウザー・ジョージアパシフィックなど、二〇世紀初頭から吸収合併により垂直統合企業の形を整えた木材産業部門の約一〇社に集中していた。他方この年の個人所有者数は九七〇万だが、七八年以来二二〇万も増加してお

り、その後も漸増している。新規参入者は殆どが退職者等の非農家である。そこで個人所有の目的も、「住居の一部として」「所有そのものを楽しむ」「レクリエーション」等が圧倒的に多い。

ところで九〇年代中頃から、TIMO(主に機関投資家のために林地取得・森林管理を代行する会社)・REIT(林地を証券化して株主を募りその信託により森林を経営する会社)と呼ばれる企業群が、統合木材企業の所有林を買収し始めた。両者が保有する森林の面積は、九六年の百万haから、〇四年に一千万ha、〇七年に千四百万haと急速に伸び、逆に統合木材企業の所有林は、〇五年に千四百万ha、〇七年に七百万haと激減した。なおTIMOの顧客の主体は公私の年金基金や大学基金等で、預かり資産は総額四兆円に達する。REITの株主も機関投資家のシェアが大きいが、個人投資家も一定の比率を占める。

機関投資家が森林に目を向けた発端は、七四年に、企業年金等の運用者に対して投資対象の多様化を義務づける法改正が行われたことだった。しかし森林への投資需要が活発になったのは、八〇年代後半と見られる。森林への関心の理由は、経済成長下で、森林所有はインフレヘッジになる上に、収益が大きくリスクは比較的小さい点にあった。森林の価値増殖率は育林の内部収益率と森林価格騰貴率との和で示される。オレゴン州のモミ(米マツ)林の例では、前者は年六％程度だが、後者も、九〇〇〇六年を平均すると年六％強に達した。このような好環境の下で林業は広く投資家の関心を引き、格好のファンド・マネージャーとして両者が登場したのである。

他方、統合木材企業が所有林を手離した要因は、次の通りである。①株主が高配当を要求し続けた。②グローバルに吸収合併を行ったために負債が重荷になった。③オー

「ブン市場」での木材確保が可能になり、原料備林を保有する必要がなくなった。③については、戦後急成長した南東部のマツ短伐期人工林が、今や国内木材産業向け主要原料基地として巨大な生産力を擁している。

この間地元の林業試験機関でも、一層の伐期短縮・内部収益率向上を目指して研究指導に努めてきた。従って両者の森林投資の対象も、南東部マツ造林地が大部分を占め、一部が北西部のモミ造林地と、国内・国外のその他地域である。

以上が「投資林業」の概要だが、大局的にみれば、この現象を招いたのは、モノの世界から離れたマネーの独り歩きという九〇年代以来の経済の姿である。そこで〇八年後半の金融危機がどう影響したかが関心を惹く。しかし、一部の機関投資家が撤退し林地所有が多くの投資家に分散する傾向は窺えるが、投資先を求めるマネーが市場に溢れている限り、根本的な変化の気配はないようである。

投資林業は、「資本」が貨幣↓生産要素：生産物↓貨幣という模式的通りに林地と営林をまると捉えた原理的な資本制林業生産といえる。筆者は古参の林業経済学徒として、この現実を直面し感慨を禁じえない。けれどもその過程では、「資本」の目的に直結しない異物、例えば地力や環境への悪影響は、(法的義務に基づく場合を除き)

視野から脱け落ちる。資本主義社会の生産力はこのシステムにより発展したが、一方では無意識ながら必然的に資源破壊・環境汚染を招いたのである。

これに対し日本や西欧の林業は、もともと地付きの所有者による土地管理の業である。ここでは、土地の所有・経営に終期はなく永続が前提されている。また土地は、木材等の生産手段たるに止まらず、生活環境と不可分である。従って環境保全への感覚は生得のものだし、周囲の人々から広域の環境を共同して守ろうと要請されればそれに対応するようなマインドも身につけている(外来の企業による産業備林などの大規模所有の場合も、自覚的にこのようなマインドを体得し、社是に謳って規範とすることはありうるだろう)。

このように考えると、木材生産と環境保全との要請を調整しながら永続的に循環することを目指す本来の森林経営は、土地管理マインドに立脚してなされることが基本であろう。林業経済ウォッチャーとしては、今後も種々の展開が予想される投資林業の帰趨を、しっかりフォローする必要がある。しかし地球レベルの森林・林業問題に立脚すれば、地表の一区画である土地の管理という視点を欠いた投資林業に、人類の将来は託せないと思う。

宮崎シンポジウムと林業視察(9月のお出かけ公開講座)のご案内

◎9月19日(日) シンポジウム

午後1時~4時30分

宮崎県労働福祉会館(宮崎市)

◎9月20日(月) 高千穂町林業地の視察

午前10時30分~午後4時

超長伐期林業の実践 飯干福重さん

混交林の森づくり 高千穂森の会

(興梠幸男会長)

(高千穂の自然・歴史資産と町づくりも訪ねるつもりです)

シンポジウム

森林・林業のめざすべき方向

テーマ

① 市場の動向と森林管理・林業経営

② 自伐林業・複合経営と森づくり

③ 主伐の拡大と未済造林地対策

パネリスト(予定)

飯干福重氏(林業家)、興梠克久氏(筑

波大学)、藤掛一郎氏(宮崎大学)、竹下

忠利氏(宮崎県森林組合連合会)、藤森

隆郎氏(国民森林会議提言委員長)ら

※詳しくは国民森林会議事務局へお問い合わせください。

「木材流通から見た日本の林業」

榎戸 正人

(本会評議員・榎戸木材前社長)

一時は一九%を切るまでに減少した国産材のシェアは三〇%に近づき、近々、それを超えることは間違いない。しかし、その恩恵の多くは合板への国産材の使用が増えたためであり、国が目指すシェア五〇%を達成させるには新しい需要拡大が必要である。

その第一歩となりうるのが集成材の生産拡大で、この数年、新たにスギの集成管柱や集成梁を量産する工場が出来、従来、欧州材の柱を使用していた大手住宅メーカーの中にもスギに切り替えるところも出て来ている。年間一萬棟規模の住宅メーカーへの安定供給が可能となったことで、国産材のシェアは一層、高まることが期待される。また、二酸化炭素削減と電力不足解消の面から昨今、バイオマス発電が注目を浴び、各地に小規模から大規模に至るバイオマス発電所が建設されている。ここで問題となるのが、バイオマス発電に必要な燃料用チツ

プの確保である。製材用にならないB材、C材は合板用材、集成材中芯用材との競合が起きる可能性があり、量の確保が懸念される。さらに程度の落ちる丸太や従来は山に捨てられていた枝などだけでは、とても発電に必要な量は確保できない。

皆伐はもちろん、間伐にしても製材用となる良材は山に残し、B材以下の丸太だけを切り出すことは出来まい。全体の伐採量を増やせば、必然的にA材丸太も出て来る。乾燥技術が発達したと言っても、無垢の柱材、土台用材の製材量を大幅に増やすことは出来まい。プレカットが主流となった今日、スギの集成管柱やヒノキの集成土台の需要は前述のように今後増えることが期待されるが、無垢材に関しては大幅な需要増は期待できないだろう。つまり、B材以下の丸太の供給を増やそうとすれば、A材丸太は余り、丸太価格は下がらざるを得まい。伐採量が増えても山元の手取りは大きく増

えない結果となりかねず、国産材シェアのアップは達成できても、山元が豊かになる状況にはならないのではないか：それが私が最も懸念している点である。

当然のことながら、山の木々は年々成長し、太くなっていく。間伐材と言っても、昔のように足場丸太のような細い物が中心ではなく、十分に製材用となりうる丸太まで合板用や集成材用、さらには発電用チツプに回されたのでは山の木が可愛そうである。

構造材への無垢材の需要増が難しいのであれば、A材の使用量を増やす道は集成材と内装材への利用だけである。当社が千葉県産山武スギの内装材への利用を推し進めている理由も、まさにそこにある。フローリング、羽目板用なら、丸太価格が立方二万円を超えても採算を取ることが可能であり、事実、当社が原木市場で仕入れている山武スギの丸太価格は二万円台が中心で、

幅の広いフローリング材の注文に応じようとすれば、より太く、価格の高い丸太まで必要となる。山から切り出される丸太の平均価格を上げるためには、構造材の値上げでは無理があり、さらに無垢の建具、造作材の需要が以前に比べ減少していることを考えれば、内装材への無垢の木材利用をを広げていくことは重要不可欠であると思う。

しかしながら、原木市場に行ってもフローリングや羽目板に適した丸太は少なく、節の程度から考えて構造材以外の用途しかないものが圧倒的に多い。山武スギの場合、もともと秋田や吉野のように江戸時代以前から良材を得るため山の手入れをしてきた地域と異なり、江戸時代に人口が増え続ける江戸の食糧を賄うため、現在の千葉県内の沼地や池を干拓して農地を造成し、太平洋から吹き付ける強い風から農地や農民の家を守るための防風林として、周辺にスギが植えられたと言う経緯がある。良材を育てて、それを販売することが目的ではなかったため、昔から山の手入れはされず、家の新築・改築や小屋を建てるなど必要な量の丸太を切り出すことが間伐の役目を果たしてきた。

地面の湿気の多い場所に植林された山武スギは江戸の昔から腐りにくくシロアリにも強いことは知られていて、南房総や大島、三宅島などの島部のように台風被害や多雨の地域では「山武でなければ、家建たず」

と言われ、山武スギを尊重して来た。その意味では自家使用だけではなく、自宅や畑周辺の山から販売目的でスギを切り出す人たちもいたとは思いますが、林業を生業としてきた地域ではなかったと言える。そのため枝打ちなどの手入れは殆どなされず、また、山武スギは風などで自然に枝が折れやすい品種であるため、自然任せの育林で死に節、抜け節が多い。それが建具造作材や内装材に不向きな丸太が多い理由だと思われる。

しかし、江戸時代初期に植えられたものの中には、早く枝が落ちたため目合いの良い太い良材も散見される。それらの丸太は他県の建具・造作材を扱う業者が高値で買っていくため、当社の手が届かない価格帯である。

しかし、それでも物価水準を考慮すれば、以前と比較し、木材は安過ぎる。昨年来の円安により輸入材価格が上昇する中、日本のスギは世界で最も安い木材だとさえ言われている。国産材の価格をいかに上げていくかが日本の林業を守る唯一の手立てである。消費者を説得しつつ、高くても日本の気候風土に合った国産材の需要を拡大していくこと。これが木材流通業者の使命であると考え、当社では消費者向けの会社案内の作成やイベントなどへの参加を行い、現在、インターネットのホームページの作成に取り掛かっている。さらに事務所もカフェ



こんなに太い山武スギもある

風に改装し、気軽に入れる雰囲気にした。

また、一般消費者を対象とした講演などでの講師も積極的に引き受け、国産材を使うことの意義を説明している。質疑応答の中で、ほとんどの聴衆は、国産材は高いと思いついて入ることを感じる。風評被害ではないが、このような先入観を取り除き、家を建てる施主、リフォームする人たちの方から建築会社に「国産材を使って欲しい」、「内装材に山武スギを使って下さい」と言って頂けるようにすることが大切である。

一方、設計事務所や建築会社は顧客の予算の中で外観や設備機器、照明器具などは

重視するのに、使用する木材への関心は驚くほど低い。内装にしても無垢の木を張るのは手間が掛かり、コスト高になるからと新建材やクロス張りを施主に提案することが多い。彼らの関心は大規模住宅メーカー、プレハブ業者との戦いの中で、いかに安く住宅を供給するかとあり、木へのこだわりなどみじんも感じられない。安いもの、安い材には飛びつくが、当社が製造販売しているフローリングや羽目板など、値段を聞いただけで敬遠されてしまう。

低温乾燥で木材の持つ油分や有効成分を残しながら水分だけを抜いて乾燥させていると説明し、塗装の必要がないほど艶があり、香りも高いサンプルを見せると、一般に流通している無垢の内装材よりも良いことは理解してくれるのだが、どうしても価格がネックとなる。その問題を解決するためにも、客からの逆指名で「内装には榎戸材木店の山武スギを張って欲しい」と言ってもらえるように努力しているが、軌道に乗せるには時間が掛かりそうである。

プレカットが主流となった現在、構造材の木材流通は以前と大きく変化した。もはや、木材問屋や小売商は枠の外に弾き飛ばされ、流通の短絡化が進んでいる。新木場も以前は木材の街と言われたが、今では倉庫街で、木材以外の用途に使われている土地の面積は新木場全体の九〇%近くに上る。その地盤沈下が進む木材流通業者が日本の

林業に貢献していくには、以前のように材木屋や工務店を相手にするのではなく、消費者を直接、相手にしていくほかは無かる。製材業者や集成材製造業者ならば使用する木材を国産材に切り替えることによって直接、日本の林業に貢献できるが、それらの材は直接、プレカット工場に販売されるケースが大半となった今、「木材流通から見た日本の林業」と言うテーマでの執筆を依頼され、当惑してしまった。

新木場からは年々、材木屋の姿が消えていく。その中で当社は、直接、消費者を相手にすることで生き残ろうともがいている。昨年、社長の座を長男に譲り、周囲からは早過ぎる引退だと言われたが、昔ながらの木材問屋のままでは、もはや生き残る道は残されていない。若い発想で、新しい榎戸材木店に作り替えるしか材木屋として生き続けることは出来ない。

少なくとも首都圏では従来の木材流通は壊滅したと言って良い。おそらく、他の大都市圏も状況は同じで、地方ではまだ既存の流通ルートが残っていたとしても、衰退していくことはまぬがれない。町場の大工・工務店の衰退と大手住宅メーカーの地方への進出、プレカットの台頭は全国的な問題であり、その中で流通業者の立場で林業を論じることはもはや不可能である。むしろ、このテーマで原稿を書くのにふさわしい業種は大規模な国産材製材工場、国産材集成

材メーカーであろう。彼らならば、現在の林業や国産材流通の問題点を鋭く指摘してくれよう。

大手住宅メーカーやパワービルダーが勢力を伸ばして行っても、本格的な木造住宅を手掛ける工務店が壊滅することはなからうし、そのような本物志向の家造りを心掛けているところは、常に2年先までの受注を抱えている。年間に建てる棟数は3〜5棟程度が圧倒的に多い。しかし、そのような工務店に木材（殆どが国産材である）を供給してきた材木屋は1〜2社の工務店相手では食べていけないため、リフォーム専門会社への販売で凌いだりしているが、廃業する企業も後を絶たない。

流通の多様化という聞こえは良いが、現実には流通の中抜きによる淘汰の加速である。プレカット工場は材料の仕入れは問屋を介さず直接、集成材メーカーから買い付け、販売も工務店に直接で邸別配送まで行っており、木材小売業者の入り込む余地はない。中小のプレカット工場の中には地元の木材の使用を優先し、積極的に利用しようとしているところもあるが、ここで問題となるのが乾燥で、千葉県だけではなく多くの県の中小製材工場は乾燥機を持たないところが多い。そのため地元の木材の利用は制限され、人工乾燥された他地域の大手製材業者の木材を利用せざるを得ないのが現実である。

前述の本物志向の木造住宅を手掛ける工務店は中温・高温で人工乾燥された木材には拒否反応を示すところが殆どである。木材流通業者が天然乾燥された木材を供給できないのであれば、自社で在庫し乾燥させて使うという工務店も少なからず出て来ている。中には原木市に出向き、買い番を持った製材工場に札を入れてもらって、落札した丸太をその製材工場で自分が欲しいサイズの材に製材してもらっているところもある。大手に席卷されるだけではなく、中小工務店の期待や要望にも応えられない木材流通業者は、自ら舞台を降りるしかない。

中小零細の製材工場に乾燥機を入れる資金的余裕がないのであれば、共同で乾燥組合を作り利用するか、製材工場の敷地で昔ながらに天然乾燥をするほかはなからう。乾燥するまでの期間、資金が寝てしまうといっても、未乾燥な材にはもはや市場はない。

当社が新木場に低温乾燥機を導入したのも、山武スギを製材している、乾燥機を持たない製材工場からの賃乾燥を受け入れる必要性を考えたことが、理由の一つである。山武スギはスギの中でも特に乾燥しづらく、乾燥させても重い。樹脂分、油分が多いからなのだろう。超仕上げカンナをかけると塗装しなくても艶があり、触った手がシツトリするほどである。

階段板などの急ぎの注文を受けた製材工

場からの賃乾燥の依頼は増えつつある。山武スギを挽く製材工場が、当社の乾燥機を利用することで、今までは断らざるを得なかったようなサイズの注文材や急ぎの注文も受けられるようになってくれれば、山武スギの需要拡大を目指す当社としても嬉しい限りである。

この20年間で、外材、国産材を問わず木材流通は大きく変化した。平成に入り、プレカットが急速に普及する中、10数年前に私は業界紙のコラムで「プレカット工場は必要な時に必要な量が手に入ることと同時に、後からの収縮や狂いのクレームが少ない材を求めている。欧州材の集成材が注目を集めているのは上記の問題を全て解決できる木材だからであり、国産材も製材工場の大規模化によるコストダウンと安定供給だけではなく、乾燥による寸法の安定性、後からの狂いの少ない材の供給をしていかなくは、ますます欧州材にシェアを奪われることは間違いない」と書いた。すると読者からの反応は、ヒノキはともかく、スギは乾燥しにくい樹種であり、大量に乾燥材を供給するのは困難であるというものであった。

そこでまた業界紙に「無垢の柱角や梁を乾燥させるのが困難ならば、乾燥しやすいように板に製材し、乾燥後に張り合わせてスギの集成材を供給してはどうか」と書く

トが高くなり過ぎ、欧州材とは競争できないとの意見が帰って来た。

そうして、生産者、供給者が「出来ない」「無理だ」と言っているうちに市場では瞬く間に欧州集成材がシェアを伸ばし、国産材のシェアは18%台にまで落ち込んでしまった。その後、合板にスギが使用されるようになり、シェアは回復に向かい、さらによりやく私が主張してきた国産材の問題点に気が付いた製材業者は乾燥材の供給を開始し、またスギで集成材を作る工場も各地に現れて来た。

しかし、その過程で国産材の国内での流通は大きく変化し、量産された乾燥材、集成材は従来の木材問屋、材木屋の手を経ることなく、直接、プレカット工場に販売されることとなった。国産材に於いても問屋や材木屋は不要な時代になったのである。

大手製材工場や集成材工場は若い社員を雇い、年々生産量を伸ばしているが、中小・零細な製材工場は経営者も従業員も高齢化し、従来の売り先であった市場、問屋、材木屋が地盤沈下していく中で年々廃業が増え、数を減らし続けている。当社も原木市場で仕入れた丸太を製材して貰っている製材工場の経営者が高齢化し、後継者もおらず、製材を続けられるのはあと2〜3年だろうと言われ、困惑している。

既製品のフローリング、羽目板との差別化を計るため、当社では低温乾燥機を入れ、

売り先の工務店が求めるサイズの製品を提供している。仕上り幅145ミリ、厚さ28ミリのフローリングが欲しいと言う工務店もあれば、幅150ミリ、厚さ30ミリで納めてくれというところもある。それらの要望に応えるためには注文材として製材工場に発注すると価格が高くなり採算が取れないため、丸太からの製材が必要となる。賃挽きしてくれる工場を新たに探さなくてはならない。

内装の木質化は増加しているが、それらの住宅に使用される床材、壁材は大規模生産された既製品、規格品が主であり、価格競争が激しいだけではなく、直接、住宅メーカー、工務店への販売をしているため、こちらも問屋や材木屋が介在する余地はない。当社としては、ニッチではあるが一般に出回っていないサイズの商品で、しかも山武スギにこだわることで何とか活路を見出すようにしているわけだが、前述のように賃挽き工場の確保など、それも困難を極めている。

脈絡のない話を延々と書いて来たが、木材流通から見た日本の林業というテーマに戻ると、流通がこれだけ大きな変化をしているにも関わらず、川上の林業はその変化に気が付いていないか、当惑して対応できていないのか、未だに昔ながらに木を切り出し、それを今までと同じルートで売ることに終始しているように見える。乾燥への

取り組みにしても、地元の製材工場では対応できないのであれば、彼らと組んで天然乾燥に必要な用地の確保をするとか、原木市場などもただ丸太を売って終わりではなく、需要拡大、市場で売る木材の販売量拡大のために、丸太を買って製材した地元の製材工場との連携をより強化し、市場の一角に乾燥機を設置して賃乾燥するなど、従来と異なる取り組みをしていく必要がある。

また、当社のように直接、消費者に働きかけ、木材を販売しようとする流通業者も出始めていることから、山林所有者、林業家の方々には消費者と山を結ぶ方法も検討して頂きたいと思う。木が好きだ、新築やリフォームをする際には身近な山の木を使いたいと言う消費者は多い。それらの人々を山に呼び込み、山を見てもらい、さらには間伐を体験させるとか植林を手伝ってもらうとか、消費者参加型の林業を作っていくことが、地産地消には大きな効果があるものと思う。

一定割合以上、地元の木を使って家を建ててくれたら補助金を出しますなどという情けない需要拡大策はやめて欲しい。そうでもしなければ使ってもらえないほど、地元の木は粗悪なのかと思われるだけである。地元にはこんな素晴らしい木が沢山ありますということを直接消費者に伝えられると林業こそ、これから求められる姿であると

確信している。

最後になるが、「木材流通から見た日本の林業」ではなく、「消費者から見た日本の林業」というタイトルで、国産材の利用を推進している設計士や建築家組織、消費者団体から寄稿を頂き、それを読める日を、心待ちにしている。

キノコ原木の需給状況

林野庁はこのほど、放射能汚染で全国的に不足しているキノコ原木の、本年五月末現在の需給状況をまとめた。

それによると、一年前の調査に比較して供給希望量が減少した県がある一方、自県内産のキノコ原木が一層不足してきたこと出荷制限解除が進んだこと等により、全体として供給量が増加し、一七府県で一八二万本となっている。

樹種別に見ると、供給希望量の八五％がコナラとなっている。

供給可能量は、供給可能なキノコ原木が減少したこと、キノコ原木のマッチングが進んだこと等により、前年同期の一七五万本より45万本減少し、一二県および国有林で一二〇万本となっている。

吉野林業における自伐化の 進展状況とその意味すること

泉 英 二

(愛媛大学名誉教授・
本会提言委員)

はじめに

「国民森林会議」では、これまでも農山村の担い手として「自伐林家」「自伐型林業」に注目してきた。お出かけ公開講座として、平成二五年度は高知市で「自伐・小規模林業の存在と意義を考える」(本誌一七・一七八号に掲載)、さらに二六年度は静岡市で「静岡に見る自伐林家の可能性」(本誌一三二号に掲載)を開催してきたところである。本会提言委員会は今年度のテーマとして「自伐型林業」を取り上げる予定である。

そのような時、「自伐型林業フォーラム in 吉野」が本年三月に奈良県吉野郡下市町でNPO法人「自伐型林業推進協会」と「奈良県林業倶楽部」の共催で開催された。当日は、三〇〇人を超える参加者があり、たいへん盛況だった。

このフォーラムに縁あってコーディネー

ターとして参加することになり、当日だけでなく事前に二回ほど関係者にお話を聞く機会を持つことができた。そこで、本稿ではこれまであまり知られていない吉野林業における自伐化の進展状況を明らかにしていきたいと思う。

吉野林業とは

吉野林業は、世界的にも有数の人工林林業である。江戸時代後期には「密植・多間伐・長伐期」と圧縮的に表現される集約的技術体系と、吉野林業を特徴づける「村外大山林所有制度」「山守制度」「材木商人組合制度」が形成され、「吉野の山からは金銀が湧いてくる」ともいわれた繁栄ぶりを示した。

吉野山元村民は早くから焼畑跡地に造林し、それをある程度撫育すると、立木だけを村外者へ販売し、自分はその「山守」となって実際の管理は従来通り実施し、さら

に材木商人としても活躍するという仕組みを作り上げた。販売された立木は、やがて大和平野の農地地主に集まっていた。村外大山林所有者は経営・施業を山守に任せ、実際に林業に携わることにはなかったのが特徴である。

吉野林業における自伐化とは

吉野林業の隆盛は、明治以降も継続し、戦後も高度経済成長期まで続いた。吉野材の名声と高価格は全国に知れ渡っていた。低成長期に入るとその吉野林業にも大きな変化が訪れた。住宅建築様式の大転換により、役物需要が徐々にしかし明確に下がり始め、それに伴って吉野材価格も下落し始めた。

その結果、吉野においても山守の活動が低下し、後継者も確保できなくなった。それに伴って、吉野林業の根幹である間伐(一般的に山守が買い取る)が滞り始め、

他方で山林労働者の高齢化とリタイアも進み始めた。吉野の場合は、林地が零細分散している上に、林地価格が高かったため、林道の開設は極めて困難であり、林業の停滞は他の林業地よりも激しいものがあった。昭和五〇年代に入ってヘリコプター集材が導入され、道がないことと、山林労働者の減少・高齢化に適合する仕組みとして大きな役割を果たしてきた。しかし、吉野材価格の低下はさらに進み、現在ではヘリコプター集材も終わりを告げつつある段階である。

このような段階で、村外大山林所有者がとった行動が、自伐化である。すなわち、吉野林業における自伐化とは、これまで「懐手（ふところ）で」をしていて山のごとは山守に任せ切っていた山旦那衆が、自ら林業に積極的に取り組み始めたことを指す。それでは、その具体的過程と現状を個別・具体的にみていくことにしよう。

岡橋家（清光林業株）の場合

岡橋家は、吉野林業の中でも著名な大林業家の一つである。現当主の清元氏は一七代目。学校を出て、昭和四七年、二三歳で林業を志して岐阜県内の大型林業事業体に一年間研修に出かけ、そこで大規模型の林業機械化とそれに見合った道づくりを学んだ。吉野へ戻って上北山村でその方式を実践したが、土建屋に作ってもらった道はほ

とんど崩れた。吉野での道づくりを半ばあきらめかけていた時に、大阪府の大橋慶三郎さんに偶然出会い、教えを乞うことになった。大橋さんの条件は、「あなたが人任せでなく、自分でやるのならばお教えしよう」ということであった。それから自分自身で重機の研修を重ね、上北山村の崩壊した道（斜面を含む）も自分たちで修復した。弟（清隆）を呼び戻し、その後は二人三脚で大橋式の「壊れない道づくり」を現場で自ら実践してきた。昭和五三年に社長に就任。

所有林は約一九〇〇ha。当時、吉野地方ではヘリコプター集材が始まっていたが、このような方式は長くは続かないと考え、あくまで道づくりを追及することとし、その後も自力・自営で取り組み、約四〇年後の現在、約五〇〇haの山に一〇〇km近くの道を開設してきた。かなり高密度である。現在も毎年三二五〇〇mを開設している。一割間伐を七年ごとに繰り返し、台風にも強い山づくりをすすめている。先般の紀伊半島豪雨災害においても道はほとんど崩れなかった。

現在、直営部門は、作業員七名（伐木・集運材三名、道関係四名）。直営での間伐量は、五〇〇一六〇〇立米。二五〇年生の材の搬出も可能である。伐出コストは、ヘリ集材の四分の一。素材生産用機械としては、小型トラクタショベルをベースマシンにクレーンとウインチを組合せたもの一台、

小型バックホーをベースマシンにグラップルとウインチを組み合わせたもの三台、四WD二トントラック二台、クローラ式トラック一台であり、素材生産・搬出用の機械は、全て小型である。

岡橋清元氏は、二〇一二年に農林水産大臣賞、天皇杯を受賞。

なお、大阪に清光ビルを所有し、不動産業関係を兼営している。

永田家（永和実業株）の場合

当主は昭和五九年、三四歳で会社を辞めて家業を継いだ。所有山林はすべて歩いた。所有面積は、約一〇〇〇ha。天川村に約五〇〇haの他、黒滝村、大塔村、西吉野村、下市町にある。

清光林業株の道づくりを知り、平成四年頃から岡橋清元さん、大橋慶三郎さんに指導を仰ぎ、社員と二人で山守制が形骸化しつつあった天川村で道づくりを開始。ユンボ、クローラードンプ、二トントラックを購入。現在までに約七〇kmの作業道を開設。昨年も六七〇〇mを開設。

当初は、道づくりだけをしており、間伐は素材業者へ立木販売していたが、平成一〇年頃より間伐材が売れなくなったため、さらに道づくりを加速するために人員と機械を強化した。現在、二班六人の体制で、作業道開設、間伐に取り組んでいる。六〇歳代二名、三〇歳代二名、二〇歳代二名。

その他、撫育に二名を雇用している。

伐採は、約二五〇〇³m³(内自社で一〇〇〇³m³)。内、一九〇〇³m³は販売し、六〇〇³m³は大橋式作業道開設に使用している。

機械装備は、バックホー五台、グラッフル六台、プロセッサ一台、ハーベスター一台、二トントラック四台、四トントラック、フォワーダ一台。補助金を活用して、高性能機械も導入している。

当主は現在、天川村森林組合長でもあり、組合を活用して森林経営計画作成や補助事業獲得を行っている。

なお、大阪で不動産賃貸業を兼営している。

栗山家(金久商事株)の場合

栗山家は、本家と三つの分家から構成されている。林業は分家のひとつが担当。金久商事株は、不動産部門(九割)と林業部門(一割)から成る。その他に都市ガス会社あり。

現在、約一二〇〇haを所有。野迫川村四五〇ha、東吉野村三五〇ha、川上村一五〇ha、西吉野村・黒滝村・下市町二五〇ha。人工林率は九〇%近く。四五―五〇年生が約七割を占める。

主力である野迫川村は戦後雑木山を購入し、拡大造林してきた。平成に入った頃から作業道を開設することにし、岡橋さんに社員と二人で弟子入りした。それ以来、直

営で約一五kmの作業道を開設してきた。現在、直営で販売間伐一〇ha、五〇〇³m³を生産している(二割間伐)。切り捨て間伐は二〇―三〇haでこれは森林組合に委託している。

東吉野村は高齢級の森林が多く、これまではヘリ集材に頼ってきたが、昨年より作業道を入れ始めた(一km)。今年は直営で二haの販売間伐を実施する予定。

社員は二名(五〇歳、六二歳)で、現場の作業に従事している。林業用機械は、グラッフル二台と二トントラック二台。

ところで、現在の林業部門はかなりの赤字だが、今後は、林業部門をさらに強化するつもりである。五年以内に出材量を倍増させる予定。一―二年以内に社員を一人増員する予定。

谷家(谷林業株)の場合

谷家も吉野を代表する大林業家である。奈良県王寺町在住。当主は一三代目。所有森林は約一五〇〇ha。川上村を中心に、天川村、東吉野村、黒滝村、西吉野村等に所在し、大小五〇〇カ所余りに分かれている。

これまでの谷家は多くの大林業家と同様に経営・施業は山守に任せてきた。このような段階で、息子・茂則氏は大学を卒業して家へ戻った。宅建や簿記の資格を取り、その後、複雑になっていた会社の事業体制をシンプルに整理し、林業に専念する体制

づくりに取り組んだ。その過程で税理士資格も取得した。平成一九年に一段落した後、チェーンソーと草刈り機をプロから教わり、その上で、二〇年に速水林業の林業塾に参加した。そこで若い人たちと出会い、その内の一人をスカウトし、清光林業へ一年間道づくりの修行に出した。自分自身も岡橋さんから指導を受けたり、研修を受けたりした。二二年から川上村高原において若い三人で道づくりを開始。奈良型作業道を八〇〇³m³。翌年、五haで間伐を行い、二五〇³m³を伐出した。同年、不動産関係だった会社名を「谷林業株」と変えた。その後、毎年一人ずつ若い社員を増員し、現在は六人となった。

現在の機械所有状況は、バックホー二台、グラッフル一台、クローラードンプ一台、二トントラック一台である。

その他、居住している王寺町に所有している都市介在林を対象として、森林整備を進め、昨年には二日間で五千人を集めるプロジェクトを実施した。新たな吉野材需要獲得のチャンスを都市住民側との関係に求めていく、という問題意識からであった。

なお、谷家も不動産関係を兼営している。

中野家(中野林業株)の場合

中野家も吉野を代表する大林業家である。二四〇〇haを所有するが、その八割は川上村にある。現当主は、昭和五六年頃に会社

に入ったが、当時は三〇名近くの山守が造林及び育林を担当し、間伐材を立木で買って伐出し、市場への販売を行っていた。ここ一〇年ほどの間に山守は激減した。山守に任せていたため、自社では作業班等は持っていなかった。

間伐を立木買いする山守がいなくなったこと、直営でのヘリ集材にも限界がきたこと、川上村で岡橋さんのところの作業道が自社林のすぐ近くまでできたこと、などの理由により、中野林業も一昨年頃から自伐化の道を進むことにし、①会社を認定事業体にする、②森林経営計画を樹立する、③重機を使える社員を新たに一人採用する、こととし、それらを全てクリアした。今年には、バックホーとグラップルを導入する予定である。このように自伐化を進めるのは、作業道開設、利用間伐への手厚い補助金が魅力だからである。

今後五年間については、森林経営計画に基づいたヘリ集材と、作業道を使った利用間伐の搬出を並行して行う予定である。川上村の山は、条件の良いところばかりではないので、搬出が一番の課題になる。林業機械を所有している山守はごくわずかだが、架線の技術を持っている山守は数人いる。まだ、構想の段階だが、作業道と架線の併用ができるのではないかと考えている。

柏田家（森久林業株）の場合

柏田家は、黒滝村に約一〇〇haの山林を所有している。ほぼ全てが人工林で、杉が七割。六〇年生以上が八割を占める。

祖父、父ともにサラリーマンだった。祖父が亡くなった年に東京から戻った。山を見て回り、林業に取り組みつもりになった。五年前の道づくり研修で谷さんに出会い、谷林業へ入社。道づくりに励んだ。三年で退社し、一人で自分の山の道づくりに従事している。一年で四〇〇mをつけた。機械は、二トンダンプ一台、クローラーダンプ一台である。ユンボはレンタル。今年の間伐も行う予定。

コーディネーターとしての感想等

一 村外大山林所有者の自伐化の流れを確認

今回のフォーラムの最大の成果は、吉野林業の大きな林業者のほとんどが、自伐化の道を進み始めていることが明らかになったことである。このことは、吉野林業の歴史を少しでも知っているものからすると、「想像を絶する驚天動地の出来事」である。本来、吉野の山旦那衆は「寄生的性格」が強く、「生産的性格」はほとんど持っていないかった。それゆえ、林業を巡る状況が悪化した場合には、「林業からの撤退」という道しかないように私は考えていた。そのような想定をまったく覆す自伐化の道を切り開いたのは、清光林業の若き岡橋清元氏

の、吉野の林業現場への強い思いだったとあってよい。さらに、今後の吉野林業のあり方への清元氏の洞察力が優れていたことも大きい。

ここで注目すべきは、岡橋兄弟が自ら林業現場で働くこと、さらにその作業システムが、当時の流行とは逆の「小規模林業」の方向性をとったのは、大橋慶三郎さんとの出会いの結果だったことである。また、大橋さんは、岡橋兄弟に林業だけでなく副業を持つことの重要性も説いた。

吉野林業の自伐化への動きは、岡橋兄弟による、「大橋慶三郎式林業の吉野林業への移植」、だったといえる。その後、永田さん、栗山さん、谷さん、中野さん、柏田さんらはすべて岡橋さんに影響されて、道づくりを出発点とする自伐化の道を進み始めた。しかも全員が「林業現場は楽しい」と感じてきたことが、この動きが継続してきた大きな要因になっている。

二 自伐化の可能性と限界

大きな林業家がこぞって自伐化の方向を指向することは、きわめて大きな意味を持つことには異論はない。「座して死を待つ」のではなく積極的に山の現場で自ら重機を駆使しつつ先頭に立って働くことはいくら評価しても、し足りないところである。また、岡橋さんらの大橋式作業道に対する補助要請を受けた奈良県が大橋式作業道を「奈良

型作業道」として補助対象にしたこともきわめて大きな効果があった。

しかしながら、四〇年前から取り組んだ岡橋兄弟であっても延長一〇〇kmもの作業道は未だ所有林の四分の一をカバーしているだけである。作業道開設を中心とする自伐化の推進は今後とも中心的課題であるのは間違いないが、それだけで吉野林業の課題が解決されるわけではない、というのが大林業家の共通認識でもある。

三 山守制度の復活と森林組合との連携強化

そこでもまず提起されたのが、消滅しつつある山守の復活である。やはり山守がいてくれてこそ吉野林業であり、作業道開設も山守が間伐を立木で買ってくれるための基盤作りだとの意見も出された。また、既存の山守の復活が困難な場合は、大林業家が持つ林業会社が受け皿となって若手社員を訓練して、新しいタイプの山守を養成してはどうかとの意見もあった。

大林業家の自伐化の動きは、結果的に山守の排除という方向性を取らざるを得ないのではないかと思っていたが、大林業家は今でも山守制を高く評価しており、排除の方向ではないと知ってとても驚いたことだった。

また、山守の弱体化に伴って、森林情報が得られにくいこと、作業道開設への合意

形成がとりにくくなっていること等を踏まえて、従来、比較的關係の薄かった森林組合との連携を強化する必要性も出てきている。

四 奈良県林業倶楽部の今後の方向性

今回のフォーラムを共催した、奈良県林業倶楽部は山旦那那衆の二世の親睦団体として昭和五三年に発足した。それ以来、林業税制問題に取り組んだり、勉強会等を開催してきた。道づくりにおいても林業家同士の意思疎通がきわめて容易になった等、これまでその役目は十分果たしてきており、その成果も大きい。

今後、吉野林業の反転攻勢を構想する場合、山主の意向はきわめて重要である。山主側として、自伐化ということについては合意形成ができた段階だが、今後をどのように構想すればよいのであろうか。

議論の中では、一致協力して人材育成（例えば山守養成講座といったものの開催）にあたらどうか、県とも協力して新たな吉野材の需要開拓を行ったらどうか、谷林業がやろうとしている「都市林業」を、起爆剤として活用したらどうか、といった案が出されている。

いずれにせよ、吉野林業の新生へ向けて、村外大山林所有者が協力体制を組み始めたことの意味は計り知れないほど大きい。ようやく、危機突破へ向けて、主体が形成さ

れ始めたといえる。あらゆる方向に向かってアンテナを張り巡らして、一致協力して更なる一步を踏み出していきたいと思う。

日中緑化協力委員会開催

中国における植林緑化事業を協力支援するための、日中間緑化協力委員会第一六回会合が、七月一日東京で開催された。

この会合では、平成二六年度に実施した植林事業（二〇の省・自治区・市で七三件、三〇二三haのレビュー、平成二七年度の植林事業方針等について意見交換が行われ、事業の成果が着実に積み重ねられていることを確認するとともに、今後は、気候変動対策、砂漠化・黄砂対策に、より重点を置き、資金残高を念頭に、効果的にプロジェクトを実施していくことで、日中双方で一致した。

次回の会合は、平成二八年に中国で開催される。

平成26年度の提言書を林野庁に提出 「森林資源の若返り」について

本会は4月24日、一昨年と昨年の林業白書に示された「森林資源の若返り」論は、

短伐期・大面積皆伐に結びつく危険性がある。来年度に改訂を予定している基本計画に関しては、科学的根拠に基づいた国民的論議を踏まえて策定することが重要なこと等を、主な内容とする提言書を今井敏林野庁長官に提出した。当日は、只木良也会長、藤森隆郎提言委員長、泉英二提言委員および山田純事務局長らが出席して、約40分に



今井林野庁長官に提言書を渡す只木会長(左)。

わたってあらまし次のように説明し懇談した。

只木良也会長の説明要旨

「農山村と自伐林家」の課題を検討していたが、最近2年間の林業白書で「森林資源の若返り論」が浮上してきており、長伐期路線から短伐期路線に転換するものと懸念されることから、急きょ「若返り論」に対する意見を提言することにした。

森林資源の若返り論では、齢級構成の平準化が登場してきたが、X齢級前後の人工林を皆伐収穫する基本的な考え方になると、昭和後半から進めてきた長伐期の森林保育を短伐期化すると読めるので心配になる。毎年の木材生産量がもし同じであれば、短伐期化は大面積皆伐につらなるものと考えられる。

また、地球温暖化防止のために、二酸化炭素の吸収速度を高めるとしているが、森林生態系の温暖化防止効果は、二酸化炭素を吸収するだけでなく、森林そのものが二

酸化炭素の貯蔵庫になることによって、水源涵養をはじめ多面的機能を高めることになる。二酸化炭素の吸収と貯蔵の両方のバランスをとるところに、森林維持管理の基本がある。これはIPCCが指摘しているところでもある。

50年生以下の短伐期を繰り返すことは、二酸化炭素の吸収量が大きくなる時期の繰返しだから有効と考えがちだが、それは森林が閉鎖していない時期も必ず繰り返すことであり、その間の二酸化炭素吸収能力の低下は、すなわち生産力が低く、かつ生物多様性や土壌保全にもマイナス効果を及ぼすことになるので、持続可能な森林管理に沿わないことになると危惧される。

針葉樹人工林では、50年生ぐらいまでは、林分構造が比較的単純で、50年生以上で生態系がようやく成熟していくのが一般のパターンで、森林の多面的なサービスが発揮されるには、50年生を越えた長伐期施業が好ましいと考えられている。

大径材の生産を目的とした、多間伐長伐

期施業は、保育経費の節減になり、また、さまざまな径級の木材供給に弾力的に対応できる利点がある。

林政の方向が、多間伐長伐期施業から短伐期皆伐施業に転換するのであれば、森林ビジョンを含めて、科学的根拠に基づいた広範な国民的議論が必要である。

次期基本計画の改訂に当たっては、これまで国民森林会議が提唱してきた、森林の区分・名称の問題、森林生態系の多面的なサービス等も考慮されたい。

藤森隆郎提言委員長の発言要旨

森林づくりは仮説と検証を失ってはならない。拡大造林の推進の後に何があってもうなったかを十分に検証した上で、政策を進めることが重要である。林業白書という森林の若返り論は、地球温暖化防止のために、二酸化炭素の吸収速度を高めることと、齢級構成の平準化ということだが、それらはあくまで一面であって、科学的根拠に基づいた国民的な意見を踏まえたものとは感じられない。多くの人たちの合意を踏まえて、森林・林業政策をぜひ進めてほしい。

泉 英二提言委員の発言要旨

森林資源成熟化の名の下に、国内の木材産業の大型化、国産材化が進み、そこへの安定供給を確保するため、日本の林政が短伐期皆伐更新路線を容認しはじめた。その

方向性に対して私どもはたいへん危惧している。森林生態学的には、従来の林政が推進してきた多間伐長伐期が正しい。この相反する二つの方向について、国民的な議論をオープンに行って、次期基本計画で国の林業政策の方針を明確に示してほしい。

基本計画改訂に向け前例踏襲ではなく幅広い議論を

今井敏林野庁長官発言要旨

来年の基本計画改訂に向けて、現在、作業を進めているところだ。改訂に当たっては、単なる数字合わせではなく、幅広い議論を踏まえて国民の皆さんが納得できる計画にしたいと思っている。

昨年と本年の森林・林業白書がことさらに森林資源の若返り論の色が濃く出ているとは必ずしも受け止めていないが、客観的に認識できるのは、国内の森林資源が増えていることだ。その森林資源をどのように使っていくかが重要な課題だ。

短伐期なのか長伐期なのか、それに環境林と生産林の分け方の問題とも関係するかもしれないが、総体として増えている森林資源の使い方は、森林の区分の問題や施業のあり方とも関連すると思う。

それらは科学的知見、経験、国際的な動向、科学技術の発展の動向等を斟酌すべきで、最初から方針ありきではなく、作業は

ニュートラルに進めていきたいと思う。

基本計画改訂に当たっては、検討室を設けて検討に着手しているが、担当者には、従来の延長線上的な前例踏襲ではなく、作業を進めるように指示している。

本日の提言は、ご指摘のとおり精読して参考にします。

今後、基本計画改訂の検討内容に関して、林政審議会での議論を通じて情報が発信されていくと思うが、国民森林会議の皆様方にも検討内容を伝えていきたいと思っている。

一回限りの対話ではなく、また、ご意見を伺いたいと思う。

放射性セシウムの濃度低下

森林総研の最近の調査によると、福島県川内村等の樹木の放射性セシウム濃度は、2011年の調査開始以来低下傾向にある。落葉層の濃度は、2013年に比べ51%〜83%に低下したが、葉や枝など他の部位より高い濃度になっており、下層にいくほど低下する傾向を示している。

森林全体の放射性セシウムの蓄積量の変化は小さく、土壌表層付近にとどまっていることや、渓流水中の放射性セシウム濃度の調査結果等から、放射性セシウムは森林内にとどまり、森林外への流出量は少ないと考えられるとしている。

平成26年度 国民森林会議 提言要旨

最近2年間の白書で、森林資源の「若返り」と「齢級構成の均衡」の考えが登場した。そこでは50年生以上を高齢級とし、その齢級前後の人工林を皆伐による主伐の対象とする考えのようである。後述する生態学的な意味も含めて50年ぐらゐまで皆伐することは短伐期と規定される。毎年の生産量（収穫量）が同じであれば、短伐期化するほど1伐採面積は大きくなるので、短伐期化は大面積皆伐化に連なるものである。

白書では、若返りの主な理由として、「地球温暖化防止」のために炭素の吸収速度を高めることを挙げている。しかし森林生態系の機能による温暖化防止効果は、森林生態系の炭素貯蔵量を高めることにもあり、その両方をバランスよく活かすことが大事なことはIPCCも指摘しているところである。50年以下の短伐期を繰り返すと、炭素吸収速度が高くなるとしても、それより前の低速度の未閉鎖期、また森林生態系の炭素貯蔵量の低い状態を繰り返すことになり、特に後者は生物多様性にも土壌保全にも反することになる。そのことは水源涵養機能を低下させ、長期的には生産力も低

下させることになり、持続可能な森林管理に反することになる。

生態学的にみると、50年生ぐらゐまでは林分構造が単調で、50年生以上になるとようやく生態系が成熟して、森林生態系の多面的なサービスが調和的に発揮される段階となる。したがって生産と他のサービスの調和の点から長伐期施業が好ましい。さらに大径材の生産を目的にした長伐期多間伐施業にすると、短伐期の繰り返しに対して下刈りなど初期保育経費の比率を下げることで、様々な径級の材の供給のポテンシャルが高く、社会情勢の変化に対する供給の弾力性が高いといえる。「齢級構成の均衡化」は長伐期を基盤として図っていくべきである。さらに択伐林施業を増やしていくけば、「齢級の均衡化」の必要性は低くなる。このような長所の大きい長伐期多間伐施業（その延長上に択伐林施業も可能）から短伐期施業に転換するには国民的な大きな議論が必要である。

この2年間の白書で提示された短伐期皆伐更新施業を重視する考え方はどのように議論され、形成されてきたのか分からない。

「若返り」の議論は、白書にあるような一面的なものだけであってはならず、もっと奥にあるモントリオールプロセスに示されたような「持続可能な森林管理」に照らして国民的合意形成を得るために議論されるべきものである。わが国の「森林ビジョン」について国民的議論を交わす場を設定することが必要である。

基本計画の次期改定に向けて次のことを期待したい。①前回の基本計画の改訂で機能区分は「分かりにくい」として廃止されたが、それに代わるものとして今回も提言した、「生産林（経済林、生活林）」と「環境林」という区分を用いること。②森林タイプとしての「育成単層林」「育成複層林」「天然生林」という区分を「人工林」「天然林」「天然生林」に変更すること。③構造の変化でとらえた「林分の発達段階」を森林づくりの政策のベースに置くこと。それが機能とサービスの指標になるからである。④森林生態系の多面的サービスが何らかの指標で示されること。①から③を組み合わせるとそれが可能である。

森林資源の「若返り」について

はじめに

森林の取扱については、最近の「森林・林業白書」によると、「若返り」あるいは「齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成」といった言葉が登場してきている。我が国は、1980年代以降、特に2001年の森林・林業基本法とそれに基づく森林・林業基本計画以降「長伐期化」の方向を明確に指向してきたが、先に見た「若返り」といった白書の表現は、再び「短伐期化」の方向に変える新たな動きと受け止められる。「短伐期化」ととらえる理由については、Iの5で詳しく述べる。「国民森林会議」では、これまでも森林生態系の多面的機能とサービス（解説欄4）や目標林型を定めた森林づくりのあり方について提言してきた（平成14、18、22年度）ところであるが、平成26年度の提言書では、森林資源の「若返り」及び「齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成」について検討し、孕まれている問題を指摘しつつ提言をおこないたい。

また、現行の「森林・林業基本計画」について平成28年度の改訂に向けて27年1月

から見直し作業が始まっていることを踏まえ、次期計画のあり方についても提言することとする。

I 最近、我が国の森林づくり政策は変化したのか

1 「若返り」の考え方は、いつ、どこで、どのように提起されたのか

「森林資源の若返り」については、平成25年版「森林・林業白書」で初めて登場した。ここでは、森林資源の若返りを図ることにより、二酸化炭素吸収機能を増加させ、地球温暖化防止機能を向上させるものとの位置づけであった。

平成26年版「森林・林業白書」においては、「木材等生産機能と地球温暖化防止機能の発揮の観点からは、これらの成熟した森林資源を伐採し、利用した上で跡地に再造林を行う『若返り』を図ることが求められる」と述べている。

このように、最近2年間の白書で、森林資源の「若返り」が明確に打ち出されてきたことが分かる。この「若返り」という用語は、白書では木材等生産機能にも関わら

せているが、主として「地球温暖化防止」の項目に書き込まれているのが特徴といえる。

2 「齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成」の考え方は、いつ、どこで、どのように提起されたのか

この考え方も、25年版白書で登場した。我が国の人工林資源の齢級構成が高齢化（50年生以上）しつつあるとし、他方で若齢林が少ないことを述べ、「齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成を図る必要がある」とした。また、23年の森林・林業基本計画の改訂に際して、「現在の齢級構成は、特に、9〜10齢級（41〜50年生）に偏在していることから、目標の策定に当たっては、将来的に均衡がとれた齢級構成となるように配慮した」とも25年版白書は述べている。ここでは100年をかけて齢級構成を均衡させるシナリオを提示しているが（白書資料IV-9）、それをよく見ると若齢化への誘導が読み取れる。

以上に見た、「若返り」と「齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成」の考え方の

提起は、これまでの間伐一辺倒の施業から、皆伐を中心とする主伐への転換を図ろうとするものといえる。

3 具体的な主伐量、面積等はどのように計画されているのか

①平成20年策定の「全国森林計画」によれば、年平均主伐材積の計画量は約1、500万 m^3 だったが、23年計画では、約2、000万 m^3 となり、25年計画では、さらに2、400万 m^3 まで引き上げられた。5年間で1・6倍も増加したことになる。これらの数値の大部分は皆伐とみられる。

②平成25年版「森林・林業白書」の87頁資料IV-9「将来（50年後、100年後）」における齢級構成の推計について」によれば、全国で今後50年間に約300万haを皆伐し再造林するように想定している。当初は年間約3万haで50年後には年間約10万haにまで増加させていく計画である。このことにより、現在、団塊を成している9-11齢級の人工林面積を50年間で半減させようというものである。

4 このような動きは、我が国における森林づくり政策の大転換といえるのか？

平成13年の「森林・林業基本法」制定以降、林野庁の森林づくりの基本方針は、5年ごとに策定・改定される「森林・林業基本計画」に示されるようになった。平成13

年に策定され、平成18年に改定された「森林・林業基本計画」は、育成単層林等を、複層林化、長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化、といった方向へ誘導しようとするものであった。平成23年に改定された「森林・林業基本計画」においても表面的には同様であった。

しかしながら、23年の新しい「市町村森林整備計画」「森林経営計画」制度を実施するためのマニュアルである「市町村森林整備計画関係補足資料」及び「森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要」では、「水源涵養機能維持増進森林」はこれまで「長伐期化」（標準伐期齢の2倍以上）だったものが、「伐期の延長を推進すべき森林・・・標準伐期齢+10以上」とされたのである。その結果、育成単層林660万haの大部分が標準伐期齢（スギ35年、ヒノキ40年が多い）前後か、その10年延長での主伐が想定されることになった。これは日本の人工林の6割を上回る面積に相当する。大規模な主伐へ道を開きわけて重要な転換ということが出来る。

5 伐期をどう見るか

25年度白書は、人工林について「おおむね50年以上」「高齢級」と規定している。そして今後高齢級人工林が早いスピードで増えることに対して、「若返り」が必要だと述べているのである。果たして「おおむ

ね50年以上」を「高齢級」と規定することは可能だろうか。

森林管理の理論には、森林生態系に基づく科学的理論が根底になければならない。森林生態学における「森林（林分）の発達段階」（解説欄1）の見方によれば、森林（林分）の発達段階は、「林分初期（幼齢）段階」（おおむね10年生くらいまで）、「若齢段階」（おおむね50年生くらいまで）、「成熟段階」（おおむね150年生くらいまで）、「老齢段階」（150年生以上）と区分される。もち論このような区分は、樹種、品種、立地などによって多少異なるが、マクロ的に見ればおおむねこのように区分できる。

この見方によれば、まず第1に、若齢段階の主伐は「短伐期」と規定されるのである。標準伐期齢（スギ35年生、ヒノキ40年生が多い）前後や、それに10年をプラスした林齢での伐採は、当然短伐期となる。第2に、「おおむね50年生以上」の林分は、「若齢段階」から「成熟段階」への移行期であり、とても「高齢級」とはいえないということである。

「おおむね50年生以上」の林分を「高齢級」と規定することと同時に、「短伐期」での主伐を白書は「若返り」と表現することによって、語感上いかにもソフトに政策転換を訴えているのだが、実際には人工林の「短伐期皆伐施業」への道を切り開くこ

とを意図していると受け止めざるを得ないのである。

II 問題点は何か

1 短伐期皆伐施業の問題点は何なのか

上述した「森林(林分)の発達段階」の観点から見ると、「若齢段階」は純生産速度(炭素吸収速度、材積成長速度)のピークの見られる段階である(解説欄2)。しかし林分構造は単純で、生産以外の機能とサービスは目立って低い。この段階で主伐する短伐期は、木材生産機能はある程度充たすものの、生物多様性保全機能、水源涵養機能、土壌有機物貯蔵機能など、重要な森林生態系サービスの供給は低い水準にとどまり、問題が多い。

他方、「成熟段階」では材積成長速度はやや低下していくが、林分構造は豊かになっていき、生産以外の機能とサービスとの調和は高まっていく。主伐が「成熟段階」で行われる場合は生産以外の機能とサービスの調和性も高く、問題は小さい。さらにいえば、生産と環境の調和を目指した経済林(解説欄7)の目標林型は成熟段階の後ろの方に、環境林(解説欄7)の目標林型は老齢段階に求めることが望ましい。

ところで、森林を取り扱う場合のもっとも高次元の指導理念・考え方は「持続可能な森林管理」である。この考え方は、1992年のリオ地球サミットにおいて採択さ

れた「森林原則声明」および「アジェンダ21」で提起されたもので、「持続可能」とは、「将来の世代のニーズを損ねることなく、現在の世代のニーズを満たすこと」という理解は、その後国際的に広く認められるに至っている。我が国も加盟する国連傘下のモントリオールプロセスでは、「持続可能な森林管理」とは、「将来の世代に対して森林生態系のサービスの潜在力を損ねることなく、森林生態系のサービスへの現在の世代のニーズを満たすこと」と定義し、具体的に「7基準54指標を提示している(解説欄8)。

今回の転換は、これまでの「長伐期化」から「短伐期化」へ大きく道を開くことになるが、モントリオールプロセスに照らせば、この転換は特に次の2つの面で問題となる。

第一は、「健全な森林生態系の持続性」の確保の面である。木材など林産物を収穫する生産林(解説欄7)は、定期的に有機物を取り出す分、森林生態系の炭素貯蔵量は低下する。また短期間に皆伐を繰り返すほど土壌の炭素量は減り、その回復が妨げられるので、林地生産力とともにいわゆる森林の多面的機能は低下していく。森林生態系の炭素貯蔵量の高さと、生物多様性の高さ、土壌構造の発達度は同調するからである(解説欄2)。森林生態系の最も基本的な機能(サービス)は「生物多様性」

と「土壌」でありその保全である(解説欄4)。中でも生物多様性は最も重要である。短伐期施業は生物多様性の保全、土壌の保全に反する。

第二は、将来世代へ責任を持って豊かな森林資源を引き渡す面である。将来の森林資源の利活用方法は、現在からは見通せない。そのような不確実で不透明な将来の森林利用を前提とすると、様々なサイズと質の材を生産できる長伐期多間伐施業の方が様々な将来の需要に応える柔軟性と弾力性がある。

2 更新(再造林)の問題は何か

①日本は高温多湿であり、植生の繁茂が激しく、皆伐更新すれば下刈りやつる切りなどの初期保育経費は、他の温帯の林業国のそれに比べて10倍ぐらいのコストがかかる。

②そのためにコンテナ苗等の開発や地拵え作業を省くなど、造林の低コスト化という努力もなされているが、まだ技術的に確立したとは言い難く、一般への普及にはかなり時間がかかると思われる。

③シカの食害被害はきわめて深刻な状況にある。造林時にさまざまな対策がなされているが、それらがコスト増につながっている。

以上、皆伐後の低コストの更新(再造林)については、未だ技術的に確立していない

段階にあり、このような状況で短伐期皆伐更新施業に踏み込むことには問題が多いと言わざるを得ない。

3 「若返り」と地球温暖化防止機能との関係についての白書の記述は一面的である。白書では森林資源の「若返り」が地球温暖化防止機能との関連で強く主張されている。この点については、国民森林会議では、既に2008年度(2009年4月)に「地球温暖化防止と森林の役割」に関する提言を行ったところである。

重要な点を再録しておく。

森林生態学に基づいて

①一つの林分で炭素の吸収速度を最大にすることと、炭素の貯蔵量を最大にすることを同時に達成することはできないこと(解説欄2)。

②森林による二酸化炭素濃度低減策は、基本的には二酸化炭素の吸収量(速度)を高めることと、炭素の貯蔵量を高めることとの両方の調和を図ることにあること。

問題点

①地域の森林を成長速度の高い森林に置き換えていくことは、バランスの取れた「森林地域(流域)」としての望ましい姿の形成の道筋からは逸脱してしまう恐れがある。

②成熟段階を経て吸収能は低くなっても、

炭素貯蔵機能の高い老齢林や天然要素の高い成熟林を否定的にとらえ、伐採・更新することにつながるならば、それについては全く評価できない。

③炭素貯蔵機能は、森林生態系全体で発揮されるものであり、特に地上部よりは土壌中の貯蔵量が多い。伐採後の、森林生態系全体が持っていた炭素蓄積、特に土壌の急速な分解や流亡などによる炭素蓄積のロスを重視する必要がある。

このような提言の趣旨からすると、白書の「森林の二酸化炭素吸収機能を最大限に発揮させ、地球温暖化防止に貢献するためには、国内の森林資源の若返りを図り、旺盛な森林の成長を確保すること」という表現は吸収機能のみに焦点をあてており、きわめて一面的といわざるを得ない。

4 「齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成」は、決して絶対的善とはいえない

林学教育を受けたものにとっては、日本の人工林資源の齢級構成があまりにいびつなことに対して、問題意識を持つこと自体はむしろ自然なことであろう。しかし、だからといって25年版白書資料IV-9が示すように一〇〇年間をかけて日本の人工林を均衡のとれた齢級構成(広義の法正林)に誘導していこうと考えることは果たして実現可能、かつ最良の方法であろうか。

均衡のとれた齢級構成への誘導手段としての短伐期皆伐更新施業の問題点については、既に述べたところである。この施業方法を日本の育成単層林660万haのかんりの部分に適用しようということは弊害が大きすぎると考えるべきである。多間伐長伐期施業がきちんと実施されれば生産面、環境面ともにそのメリットはきわめて大きい。その過程で、複相林化(解説欄3)も可能となろうし、さらに択伐施業へ誘導することも可能となる。そうなってくると、齢級構成のいびつさが問題とならなくなるのである。齢級構成の平準化を優先順位の高い目標とすることは不適切といえる。

5 短伐期皆伐更新施業に関する具体的基準や技術的指針が示されていない

我が国の人工林において、皆伐をせざるを得ない林分があることは承知するところである。例えば、①間伐等の遅れにより、平均樹冠長率が20%以下になってしまった林分、②品種により長伐期化に適さないものがあること、③不適地に造林してしまった林分、などである。

しかし、短伐期皆伐更新施業には現状ではいろいろな問題があることは既に指摘したところである。それゆえ、短伐期皆伐更新施業を実施する際には、地域の実情に応じた具体的基準や技術的指針が策定され、それが行政・団体・事業体・林家等でした

かりと共有される必要がある。一部ではそのような動きもあるようだが、決して大きな動きになっていくわけではない。

6 どのような森林所有主体がどのような理由で短伐期皆伐更新施業を選択するのか

一部の高度な森林管理を遂行している民間の大規模経営体は皆伐更新を長期計画にしっかりと位置づけて実行している。しかしながら、一般の森林所有者は皆伐しても再造林に多大なコストがかかるため、これまで皆伐にきわめて否定的であったし、現在もそうである。このような状況で皆伐する所有者は、皆伐を林業に対して「前向き」で実施する（年齢構成平準化や若返りなどを理由として）のではなく、一時的な資金需要を賄うためにやむを得ず、あるいは「後ろ向き」（林業撤退）で実施する場合はほとんどではないか。所有者世帯の継承や山村地域の持続性が見込めない中で「後ろ向き」皆伐は、森林所有者の林業に対する諦めを意味しているケースが多いのではないか。2000年前後から、九州を筆頭として、北海道、東北、近畿等の地域で皆伐が増加している。実際に増えている皆伐の多くが「後ろ向き」だとすると、結果的に再造林放棄につながっていく可能性も高いのではないか。

一般の森林所有者は皆伐を回避する傾向が高いとすると、今回の短伐期皆伐施業へ

の転換のターゲットはだれなのであろうか。国有林あるいは公有林、公的分収林が主なターゲットなのか、との推測もでてくるのである。木材需要の地域性ととも皆伐に対する所有主体の特徴を明確にし、個々の林分に対する綿密な計画が必要である。

7 再造林放棄に対する危惧

2000年前後から九州地方を中心に皆伐が目立つようになり、その中で再造林放棄地もかなりの割合で存在することが報告され始めた。最近の研究結果では、九州では、皆伐跡地の25―30%が再造林放棄地と認められた。再造林放棄地の調査結果から、懸念された土壌浸食・崩壊箇所は5%未満と低かったが、シカの食害やタケ類の侵入が6割を超える地点で観測され、植生回復の阻害がみられたとのことである。人工林を皆伐して放置することを、「天然更新」と言い換えるのは、「森林を経営する」観点や、「森林の多面的機能の高度発揮」の観点からすると不適切である。

8 森林づくり政策の大転換のプロセスがあまりに不透明である

この2年間の白書で提示された短伐期皆伐更新施業を重視する考え方はどのように論議され、形成されてきたのか。この点がまったく明らかにされていない。本来は、23年に改定された「森林・林業基本計画」

の本体で明示すべきであった。そうすれば、少なくとも林政審議会では議論できたはずであるし、パブリックコメントも求められたであろう。このような重要な変更が本体で明示されずに、その後、同年の要項・要領のレベルで明らかにされ、さらにそれが白書という媒体によって25年、26年に提示されたというプロセスは大きな問題である。

また、「森林・林業再生プラン」の策定に向けて、平成22年に林野庁に検討委員会が設置され、そこに5つの部会が形成されたが、その中に「森林づくり」に関する委員会がなかったことは、理解できないことであった。「基本政策部会」はあったが、「森林づくり」を欠いた基本政策などあり得ないはずである。そういう大きな議論の場を欠いたまま、その後、森林づくり政策の大転換が行われたことは大きな問題である。

「若返り」（短伐期化）の議論は、「地球温暖化防止のための吸収速度の向上」や学問上の一つの考えである「法正林」を指す「年齢配置の均衡均等化」だけであってはならず、もっと奥にある「持続可能な森林管理」に照らして議論されるべきものである。林野庁は平成13年の森林・林業基本法の制定と森林・林業基本計画の策定において、「モントリオールプロセスに従って施策を進めていく」とうたっていたことを忘れてはならない。

III 提言

これまで、最近の森林づくり政策の問題点を指摘してきた。それらを踏まえ、ここではいくつかの提言を行う。

1 人工林について「長伐期化」を重視すべきである

「持続可能な森林管理」の観点からすると、短伐期で皆伐し更新する方式は問題が多いことは既に述べた。長伐期施業は森林の構造が豊かになり、土壌有機物量が増し、生物多様性が高まり、土壌構造が発達する（解説欄2、4）。したがって生態系サービス全体のことを考えれば、経済林（解説欄7）ではできるだけ長伐期にしておくことが望ましい。また1回の伐採面積はできるだけ小さくし、できれば群状択伐を含む複相林施業（解説欄3）に持つていくことが好ましい。長伐期多間伐施業を進めていけば、複相林施業も視野に入り、さらに持続性の幅が広がる。将来世代へ残す森林の姿としては、複相林が最適である。

低コスト林業の観点からも、条件の許す限り長伐期に持つて行って多間伐の収穫をあげていくことが有利である。皆伐をすれば更新面は雑草木との競争の場になるが、皆伐ではなく間伐をした後の空間は、残った木が優先的に利用してよい生育が図られ、下層植生にも良い光環境が与えられ、階層

構造は発達し、上層と下層の間の競合はなく、生物多様性は高まる。したがって皆伐の頻度はできるだけ少ない方が良く、長伐期施業は低コスト林業の上でも好ましい。

将来の木材需要への対応の観点からみると、これから数十年ぐらい先までの間は、現在ある人工林の間伐を進めることによって、木材の需要に伝えていくことは可能である。そしてその間に林業家の技術レベルが向上すれば、択伐による複相林施業が展開され、そうなれば法正林のように齡級配置は整わなくても、複相林における択伐の度合いで需給の調整はしていけるようになると思われる。

2 短伐期皆伐更新施業が適切な場合の判断基準や技術的指針を早急に作成すべきこと

この点は、先の「問題点6」で指摘したところである。短伐期皆伐更新施業が孕む危険性を考えると、このような基準・指針は、地域森林計画段階や市町村森林整備計画段階だけではなく、国の全国森林計画段階でも大きな枠組が策定されるべきものと考ええる。

その場合、少なくとも以下のような事項が考慮されるべきである。

①皆伐対象林分の要件

ア) 皆伐推奨林分の要件と誘導する森林の姿の提示

イ) 皆伐可能林分の要件と更新方法の提示

②推奨する皆伐方法の提示

③留意事項の提示

なお、皆伐推奨林分を例示すれば、人工林で過密のため平均樹冠長率が20%をかなり下回っている林分、不適地に造林して今後成林が見込めず環境林に誘導すべき林分、早生品種で伐期に達している場合などがあ。皆伐可能林分を例示すれば、当初より生産目的が短伐期皆伐を想定している林分、平均樹冠長率が20%前後の林分などをあげることができる。

3 皆伐に関して制度的規制や監視体制を強化すること

問題点7で指摘したように、現在の林業経営環境で短伐期皆伐更新施業を選択する森林所有者は決して「前向き」（齡級構成は正、不成績林分の整理等）というよりも、「やむをえず」あるいは林業に対する絶望・諦めによる「後ろ向き」（林業撤退）の場合が多いことが想定される。撤退を前提にした伐出では、効率のみを重視した大面積で荒い施業が実施されることが懸念される。皆伐後の水土保持機能の低下、再造林放棄などの発生も危惧され、また再造林されても不成績地になる可能性もある。短伐期（大面積）皆伐更新施業の孕む「林業にお

けるモラルハザード」的側面を如何に發現させないようにするのか。制度的規制や監視体制の強化が必要な所以である。

確かに平成24年の森林法改正でいくつかの制度的規制は強化された。しかしながら問題は多い。

第一の問題は、皆伐上限面積が大きすぎることである。「森林経営計画ガイドブック」によれば、「一箇所当たりの皆伐の上限面積を20ha以下とする範囲を、従前の水土保全のみから公益的機能別施業森林以外の森林も含めた皆伐を 実施する森林の全てに拡大した」とのことである。これまで上限のなかった普通林（森林経営計画策定森林）についても新たに上限の規制をかけたわけだが、それが20haではきわめて不十分といわざるを得ない。昭和30年代、40年代に横行して社会的に大問題となった「大面積皆伐」でもおおむね10ha前後の面積であった。「持続可能な森林管理」の観点からすると、急峻地形のわが国では特に皆伐面積はできるだけ小さいことが望ましい。ドイツのある州では、2ha以上の皆伐は禁止されているし、別な州では1ha以上の皆伐は許可制となっている。そういうことから皆伐上限面積は全国的には最大でも5ha以下とし、さらに小面積を検討することが必要である。地域による具体的な基準は市町村森林整備計画での規定を徹底させること、GIS等を用いて定期的な皆伐

面積のチェック体制を確立し、市町村別データの公表をすることとしてはどうか。

第二の問題は、現行の届出制度についてである。これほど皆伐が一般的になりつつある段階からすると、その規制として、届出制度では弱すぎるので、この際、皆伐については全ての森林について届出制度から許可制度に変更することを検討してみたらどうか。届出制度さえ十分に機能していない現状からすれば、許可制度については、規制緩和の流れの中での具体的制度設計の難しさ、予算的・人力的な制約、関係者の理解、といった面できわめてハードルが高く、非現実的な提案と受け取られる可能性は高いだろう。しかし、今後「全国的に乱伐が起きるのではないか」との危惧を捨てきれないため、制度的準備だけはしておくべきと考える次第である。

4 我が国の「森林ビジョン」について、

国民的議論を交わす場を設定すること

問題点9で、今回の森林づくり政策が大転換するプロセスの不透明性について述べた。

森林づくりには多額の国民の税金が投じられており、それだけに、納税者である国民全体に分かりやすい説明が強く求められる。情報開示や説明責任（アカウンタビリティ）がしっかりなされないと、国民的議論を経て国民的合意に至るプロセスが機能

しないことになる。かつて、昭和30年代、40年代に横行した「大面積皆伐」に対する社会の反発は激しいものがあった。自然保護論者だけでなく国民一般にも林業不信が蔓延した。「木を伐ることは悪」との観念が多くの国民に根付いてしまった。その後、林業側の努力により、間伐の必要性・重要性については、国民的理解と合意がほぼ得られてきたといえよう。しかしながら、現時点で「標準伐期齢（35年―40年）前後」や「標準伐期齢+10年以上」での皆伐は果たして理解が得られるだろうか。

この点に関して、しっかりと国民的議論を行う場の設定が不可欠である。きちんとした説明をしないまま、ずるずると既成事実を積み重ねていくならば、かつての「林業対自然保護」の不幸な対立が再燃する恐れさえあるのではないか。

その際、皆伐の実態が明らかにされていないことが問題である。九州地方だけでなくその他の地方でも、1990年代後半から皆伐（それも更新を伴わない）がかなり進んだといわれているが、その実態が公表されていない。皆伐の地域別樹種別面積・材積・林齢、作業方法、更新状況、土砂崩壊状況等が具体的に公表された上で、国民的議論がなされるべきであろう。

国民森林会議は、毎年全国各地で、林業関係者を含む一般国民の意見を交換するシ

ンボジウムを開催するなどして、できるだけ多くの国民の声を提言書に活かしている。そのようなNPOを多く育てることが必要である。そのためには、国民の声を聞く仕組みを林野庁が作れば、NPOは政策提言に対するインセンティブを得て活発な活動をするようになり、その成果は政策決定者にこれまでにないプラスを与えるようになるだろう。

上記のことは決して非現実的なことではない。欧米においては色々な形で一般国民の声が政策に反映されている。モントリオールプロセスやヘルシンキプロセスの各国の案は国民の声が大きく反映されたものであり、モントリオールプロセスやヘルシンキプロセスには各国の政府代表者（行政者と研究者）とともにNGOがオブザーバーとして同じテーブルに参加し、同等の発言権を持ち、その意見は議事録に書き込まれ、成文によく反映されている。このようなことに照らせば、上述した程度のこと最低限必要なことであろう。

5 次期「森林・林業基本計画」策定にあたって考慮されるべきこと

これまでの「森林・林業基本計画」は国民にとって分かりにくかっただけでなく、林業関係者にとっても分かりにくいものであった。そこで、国民森林会議では、これまで繰り返し提言（平成14年度（15年6月

提出）、18年度（19年4月提出）、21年度（22年6月提出）をおこなってきたところである。それらを改めて整理して提示する。今回の改訂にあたって、モントリオールプロセスに基づいた構成にすることによって国民にとっても林業関係者にとっても分かりやすい科学的なものになることを期待したい。

①森林の区分を見直すべきこと

林業政策の展開のためには、「これまでの経緯と現状を踏まえて、どのような森林を目標としていくか」を明示することが基本的に重要である。したがって基本計画の根幹には「機能目的ごとにどのような目標林型を描き、それに向けてどのような管理・施業を進めていくか」の道筋が分かりやすく説明されなければならない。

平成13年度と18年度の森林・林業基本計画では、森林タイプの区分として「水土保持」
「森林と人の共生林」
「資源循環林」の3機能区分がなされた。しかし、そこから目標林型は描けず非常に分かりにくいものであった。そのため平成23年の基本計画の改訂で3機能区分は廃止された。そして、森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別した。しかし、それらの区分

によって目標林型を描いたりゾーニングしたりできるものではなかった。それは機能区分の尺度や機能の階層性が混在したものである。そのため実際にはゾーニングはすべて地域にまかせてしまった。このプロセスと結果は、迷走としか表現しようがない。

この点について、我々はこれまでも以下の提案を行ってきた（解説欄7）。大きな区分としては、まず林産物の生産を目的とする「生産林」と、生物多様性や水資源の涵養などの機能を第一に考える「環境林」と区分すること。この区分の大きな意味は、生産林はその目的達成のために適切な人手を加えていくことであり、その適切さに対する評価が与えられることである。それに対して環境林は特別な必要がない限り人手を加えず、自然のメカニズムの良さに任せ、ことに評価が与えられるものである。このことにおいて生産林と環境林は大変わかりやすい区別であり、費用対機能効果を高めるものだと見える。なお人工林を自然度の高い環境林へ誘導する過程で積極的に人手を加えることはあり得る。

生産林の中には針葉樹人工林のように、商品生産を目的にかなり人工要素の高い施業の森林と、日常の薪や炭を自給のために生産し、その余剰物を商品として出す、基本的には日常生活と密着した森林がある。前者を「経済林」、後者を「生活林」と呼

んで区別すると、森林の管理・施業に関する施策は大変わかりやすく推進できるものと思われる。

②森林タイプとしての「育成単層林」「育成複層林」「天然生林」という区分を、「人工林」「天然林」「天然生林」に変更すること

現行の区分は異なる尺度のものが混在している。まず、「育成」というのは人工林と天然生林に共通する「人手が入っている」という性質を表す言葉であり、その意味においてこの三つは基本的な区分にはなっていない。また、「単層林」「複層林」というのは幾何学的な構造の特色によるものであり、「天然生林」とは区分の範疇の異なるものである。さらに、単層林は時間とともに複層林に移行するのが普通であり、その変化をどうとらえるのかも問題である。23年度の基本計画には、「育成複層林は、例えば針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林」としているが、林齢が50年生以上の針葉樹人工林であれば、ほとんどがそのような構造の森林に移行していく。これを育成複層林というならば、成熟段階（解説欄1）に達した人工林はすべて育成複層林ということになってしまふ。このように解釈によってどうにでもなるような区分が基本計画の中核にあることは大きな問題である。

上記の「育成単層林」、「育成複層林」、「天然生林」に代わるものとして、「人工林」、「天然生林」、「天然林」という森林タイプの区分を用いることが望ましい。これは人為の関わり方の特色によって分けたものであるが、長年の検討を経てF.A.Oで採用しているようにしっかりした区分の座標軸に沿ったものであり、分かりやすく有用である（解説欄5）。

③「林分の発達段階」を森林づくり政策のベースに置くこと

森づくりに関する政策は、林分の発達段階（解説欄1）をベースに置くことが不可欠である。森林は時間方向に長いものである。時間とともに構造が変化していくものである。持続可能な森林管理は、森林の多面的サービスを有効に引き出していくこととするものであり、そのためには森林の発達段階のどの段階を目標林型に置くかが大事である。森林の発達段階に伴い森林の機能がどのように変化するかの関係（解説欄2）を把握して、目標とするサービスに応じた目標林型の一因として森林の発達段階のどの段階を求めらるかを考えることが必要である。

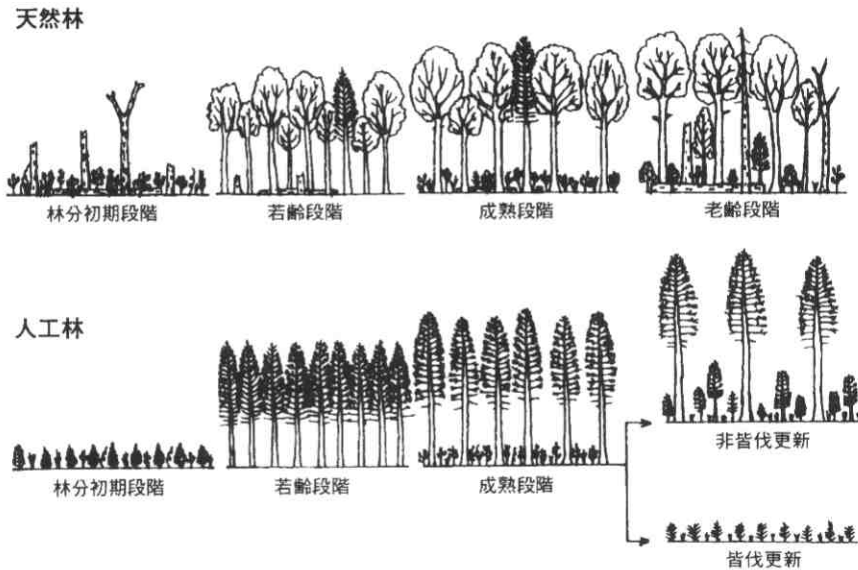
④森林の多面的機能が何らかの指標で示されていること

平成23年度の基本計画の中の「表1 森

林の有する多面的機能の発揮に関する目標」（解説欄6）は、現在、5年後、10年後、15年後の森林タイプごと（育成単層林、育成複層林、天然生林）の面積、材積、材積成長量で示されているだけである。それは木材生産の林業の指標ではあるが、生物多様性、水源涵養など、いわゆる多面的機能（サービス）といわれるものの指標にはならない。森林・林業基本法の理念である「森林の多面的機能の発揮」と「健全な林業・木材産業の振興」の実践計画である「基本計画」がこのようなものであってはならない。

先に示した「人工林」、「天然生林」、「天然林」という区分の森林タイプにはあるレベルでの構造的特色が反映されている。森林の発達段階の「林分初期段階」、「若齢段階」、「成熟段階」、「老齢段階」という区分（解説欄1）にはかなりはっきりとした構造の違いの特色がある。したがってこれらの森林タイプと森林の発達段階を結び合わせて目標林型を求めれば、その構造的特色が求める機能（サービス）の指標となりえる。解説欄7はそれを整理したものである。解説欄7の表の左欄にある生産林（経済林、生活林）と環境林は、得ようとするサービス（機能）の大きな区分であり、その指標である。そしてそれらの目標林型として、人工林や天然林などの林種と、林分の発達段階の構造的特色が、求める機能のより具

図1 森林（林分）の発達段階
 (藤森隆郎、森林科学21、1997年)



Oliver(1981)とFranklin and Hemstrom(1981)を参考の基本にして、藤森ら(1979)、真部ら(1979)の資料と清野(1990)の報告を参考に加えて描いた

図1は天然林と人工林の森林の発達段階の模式図である。林分初期段階は草本類から木本類優占へと移行する期間で、10〜15年ぐらいまでである。若齢段階は、林冠が形成されてから林冠の閉鎖度合いが強くなり、下層植生が目立って乏しくなる段階で、40年前後続く。大きな攪乱から50年後ぐらいになると、風の影響で樹冠の枝葉の先端部が擦り落とされ、樹冠同士の間隙に隙間ができるようになり、林内はその分明るくなって、下層植生が豊かになってくる。この2段階的な構造の段階を成熟段階

の発達段階という。図2は天然林と人工林の森林の発達段階の模式図である。林分初期段階は草本類から木本類優占へと移行する期間で、10〜15年ぐらいまでである。若齢段階は、林冠が形成されてから林冠の閉鎖度合いが強くなり、下層植生が目立って乏しくなる段階で、40年前後続く。大きな攪乱から50年後ぐらいになると、風の影響で樹冠の枝葉の先端部が擦り落とされ、樹冠同士の間隙に隙間ができるようになり、林内はその分明るくなって、下層植生が豊かになってくる。この2段階的な構造の段階を成熟段階

の発達段階という。成熟段階も100年前後続くと、優勢木の中にも衰退木や枯死木が順次出現するようになり、それに伴い森林の構造が水平的にも立体的にも複雑になってくる。これが老齢段階(老齢林)で、大規模な攪乱がない限り老齢林は、その複雑な構造を維持しながら、その中で世代の交代が図られていく。極相林といわれているものは、ここに示す「老齢段階」とほぼ同じものとみてよい。

解説欄

1 森林(林分)の発達段階

大きな攪乱があった後、大規模や中規模の攪乱がない状態が長く続いた時に、森林の構造がどのように変化していくかの段階的な特徴によって区分したものを森林(林分)の発達段階という。

階という。

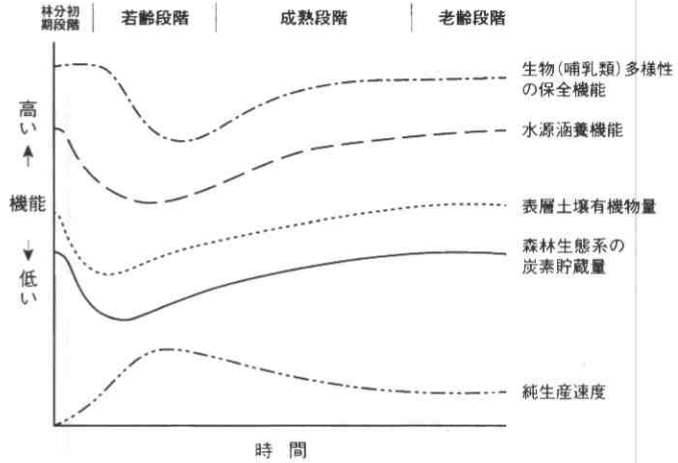
2 森林(林分)の発達段階と機能の変化との関係

森林(林分)の発達段階に伴い森林生態系の機能(サービス)がどのように変化していくかを示したものが図2である。縦軸は機能の高さを示すもので、それぞれの機能が森林(林分)の発達段階に伴ってどのように変化するかを示すものである。5本の曲線は、その上下には何の関係もなく、ただ見やすいように座標軸上に一定間隔を設けて並べられているものである。縦軸は相対的に高いか低いかわを示すだけのものがあり、絶対値を示すものではない。必要なことはそれぞれの線のパターンを比較して見ることである。

純生産速度は、炭素の吸収速度、成長速度、材積成長速度と同じと見てよい。最近の研究成果では、純生産速度のピークから

体的な指標となっている。このような機能区分と目標林型などの関係づけをすれば、持続可能な森林管理の実践に向けた政策の論理はうまく組み立てられ、様々な立場の人たち(国民)に対して分かりやすい説明ができるであろう。

図2 森林（林分）の発達段階と機能の変化との関係



生物多様性の保全機能は Franklin and Spies (1991)、Oliver (1991) に、水源涵養機能は Watson et al. (1999) に、表層土壌有機物量は Covington (1981) に、森林生態系の炭素貯蔵量は Kauppi et al. (2001) に、純生産速度は Kira and Shidei (1967)、Bormann and Likens (1979)、Hatiya et al. (1989)、大島 (1996)、Kurz and Apps (1999) によった。

の下がり方はもっと緩やかで、老齢段階でもこれほどには低くならないことが分かってきている。この図を見て一目でわかることは、純生産速度の線と他の機能（サービスの）の線とは変化のパターンが全く異なることである。この事実から求める機能（サービス）に応じた森林タイプの区分のグループングは、上の4本の線の機能（サービス）を含むもの（環境林）と木材生産を目指す生産林（特に経済林）に分けることの意義

一般的であることがわかる。すなわち高木が小集団を作っていることが、

が分かってくる。そして生産と環境の調和を目指した経済林の目標林型は成熟段階の後ろの方に、環境林の目標林型は老齢段階に求めることが望ましいことが分かってくる。

3 複相林と複層林

林野庁は、森林タイプに単層林、複層林という用語を使用している。複層林とは、垂直的に複層の階層構造を有する森林である。しかし安定した複層林の構造を注意深く見ると、優勢木が倒伏したり伐倒されたりすることによって生じた林冠の孔（これをギャップという）、すなわち上方が空いた場所を中心に次世代木

見が以前から出されている。複層林という上下が重なり合っているというイメージが強く、そのためにこれまでは複層林の造成と称して、スギやヒノキの一斉林に強い間伐を施し、その下に一律にスギやヒノキの苗木を植栽して、うまくいっていない例が多い。そういう誤った発想を防ぐためにも複層林ではなく複相林という用語を使った方がよい。

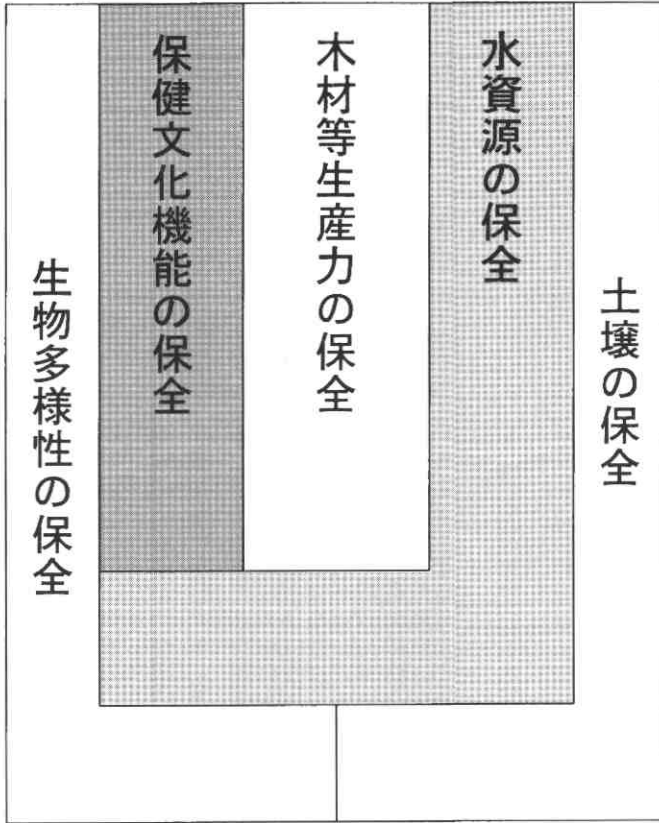
なお、耐陰性の高い低木や小高木は二段的な形で複層林の下部を形成しており、複層林の名にふさわしい構造を形成している。しかしスギやヒノキをはじめとする多くの林業用の樹種の場合は、複相林の構造を取らないとうまくいかないのが普通である。しかし群状の更新面の直径や1辺は周りの樹高の1・5倍以内、最大でも2倍以内ぐらいであるべきであり、それ以上の広がりになると小面積皆伐というべきである。

4 森林生態系の機能とサービス

森林生態系は多様な機能を有しているが、それにより我々が得られる恩恵を生態系サービスと呼んでいる。すなわち森林生態系の中で、人間がその生活のための都合から価値を認めるものが生態系のサービスである。図3は森林生態系の機能と、その中で人間が求める森林生態系のサービスとの関係を示したものである。図3の横軸は、現代における人間の要求に込めるサービスの重要

図3 森林生態系の機能とサービス

現代のサービスの重要度



水平方向の相対的長さは、人間の要求を満たす現在のサービスの重要度を示す。垂直方向の相対的長さは、未来に向けた潜在力を持つ支持サービスの重要度と、基盤的機能の重要度を示す。

度を相対的な長さで示したものである。図3の縦軸は、未来に向けての生態系サービスの支持基盤としての機能の重要度を相対的な長さで示したものである。また、図3は、「持続可能な森林管理」論からすると、横軸は「現在世代のニーズ」を表し、縦軸は「将来世代のニーズ」を保証するものと整理することができる。

図3からわかることは、生態系のサービ

スとしては木材生産や水源涵養などの重要度が高いが、それらを持続的に発揮させるためには、森林生態系の基盤的な機能である生物多様性や土壌の保全が重要だということである。土壌の生成は土壌生物の活動と強い関係があり、生物多様性と土壌の健全性は一体的である。このように将来世代のことも十分に考慮に入れて森林生態系の機能と森林生態系のサービスの重要度の関

係をよく考えて森林を管理していくことが、持続可能な森林管理の基本である。

5 林種の区分

森林タイプにはいろいろな区分の仕方があり、たとえば優占樹種の特徴によって分ける落葉広葉樹林、針葉樹林というような区分、あるいは幾何学的な構造による単層(相)林、複層(相)林というような区分などがある。それらに対して天然林、天然生林、人工林という区分は、森林に対する人為の関わり方、あるいは関わりの度合いによって区分されたものであり、森林の取り扱いを議論するときには不可欠な区分である。

天然林は、厳密にいうと人手の加わらない森林であり、台風や火災などの自然攪乱によって天然更新し、自然の状態にある森林である。しかし多少は人手の加わった森林でも天然要素の高い森林は天然林と呼ばれることが多い。

天然生林は、伐採などの人為の攪乱によって天然更新し、その後も人手の入っていない森林である。たとえば里山の萌芽更新した広葉樹の薪炭林は天然生林であり、その放置されたものも天然生林である。しかし非常に長く放置され続けると、それは天然林と呼ばれるようになる。

苗木を植栽したか、種子を散布して成立した森林を人工林と呼ぶ。ただし種子を散

第1表 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標
(森林・林業基本計画(平成23年7月))

	平成22年	目標とする森林の状態			(参考)指 向する森 林の状態
		平成27年	平成32年	平成42年	
森林面積(万ha)					
育成単層林	1,030	1,030	1,020	1,000	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,310	1,170
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m ³)	4,690	4,930	5,200	5,380	5,450
ha当たり蓄積(m ³ /ha)	187	196	207	214	217
総成長量(百万m ³ /年)	74	68	61	55	54
ha当たり成長量(m ³ /ha年)	2.9	2.7	2.4	2.2	2.1

布して成立した人工林は極めてまれである。人工林は間伐などの手入れの伴うのが普通である。
上述したように天然林と天然生林をはっきり区別できない場合が多い。今日の前にある森林が天然林か天然生林かは、はっき

りしなくても、はっきりさせなくてもよい場合が多い。そういう場合は、それを天然林と呼んでもよいし、天然生林と呼んでもよい。しかしその森林に何を期待し、どのように扱っていくかとする時には、その目標林型が天然林の中にあるのか天然生林の中にあるのかは決定的に重要である。その取り扱い方が大きく違ってくるからである。林業関係者と自然保護関係者の議論がかみ合っていない場合の多くは、天然林と天然生林の区別を整理しないままに議論がなされているからである。したがって行政においてこれらの用語をしっかりと区別させていくことが必要である。

6 平成23年度の基本計画の第1表

7 機能区分と目標林型などとの関係

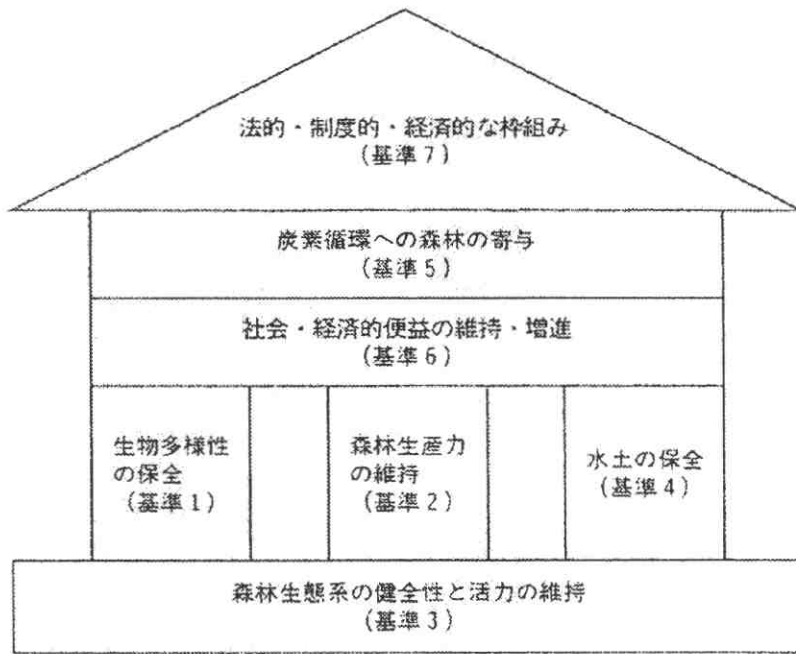
生産林は木材生産を第一に考えて伐ることを前提にした森林であり、環境林は生物多様性や水源涵養などの機能(サービス)の発揮を第一に考えて、自然のメカニズムに任せることを重視し、特別な場合を除いて伐ることを考えない森林である。

生産林の中には、商品生産を第一に考えた経営を行う経済林と、自家労働で日常生活や産業(主に農業)に必要なものの自給を第一に考え、余剰物を商品として出す営みの対象となる生活林に区分される。生活林というのは、いわゆる里山といわれてい

図4 機能区分と目標林型などとの関係

機能区分	生産林	経済林	目的とする機能	目標林型		管理・施業の特色
				林種	林分の発達段階	
機能区分	生産林	経済林	商業的木材生産機能	・人工林 ・天然生林	成熟段階を主体に一部若齢段階	生産目的と立地環境に照らした施業体系に基づく施業
		生活林	生活に結びついた多機能の発揮	・天然生林 ・人工林	若齢段階から成熟段階	目標に応じた多様な機能の並存・供給を心がけた施業
	環境林	・生物多様性保全機能 ・水土保全機能	・天然林 ・天然生林	老齢段階	自然のメカニズムを尊重し必要のない限り手をつけない	

図5 モントリオールプロセスの講図



るものを機能的に捉えた呼称である。生活林の生産物は薪、炭、有機物肥料としての落葉、不定期的な副収入となる製材用材などである。生活林について、詳しくは昨年度の提言を参照されたい。

経済林の目標林型は、人工林または天然生林の成熟段階が主体で、一部に若齢段階のものもある。生活林の目標林型は、萌芽

更新の広葉樹の天然生林が主体で、若齢段階のものが中心である。環境林の目標林型は多くの場合天然林の老齢段階で、一部天然生林の成熟段階のものもあり得る。以上を整理したものが図4である。

8 モントリオールプロセスの構図

基準1から4までは森林生態系の機能に

関するもの、基準5は森林生態系と木材の利用に関するものである。基準6は、基準1から5の森林生態系の機能により得られる森林生態系のサービスの維持増進、すなわち社会・経済的便益の維持増進である。これらの関係は基準6の森林生態系のサービスによる社会的・経済的・文化的便益を持続的に得るためには、基準1から5までの森林生態系の健全性を維持していかなければならないということの意味するものである。基準7は基準1から7までの実践を図るために担保されるべき法的・制度的・経済的枠組みである。このようにモント

リオールプロセスは図5のように森林生態系からのボトムアップと、法的・制度的枠組みからのトップダウンの両方の関係の構図を示すものである。

国民森林会議提言委員会

提言者

- 相田 幸一
- 泉 英二
- 熊崎 一也
- 佐藤 宣子
- 杉山 要
- 只木 良也 (会長)
- 藤森 隆郎 (提言委員長)
- 山田 純 (事務局長)
- 山本 博一
- 吉藤 敬

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月 各紙のリード部分あるいは概要を転載〉

3～5月

◇野生獣皮の有効利用進む

ブランド化の動きも

【三月二六日 産経新聞】

鹿やイノシシによる農業被害が増える中、捕獲された野生獣皮の有効活用や地域活性化支援の取り組みが広がっている。最近ではエゾシカやイノシシなどの野生鳥獣を使ったジビエ料理が注目を集めているが、野生獣皮の資源化にも期待が集まっている。

岡山県吉備中央町で捕殺されたイノシシは、皮革材料として活用され、平成二四年に設立した生活用品ブランド「KIBINO（キビノ）」の製品に生まれ変わっている。ルームシューズ、ティッシュケース、名刺入れやチャームなど約三〇種類。岡山市や同町の障害者就労支援事業所三カ所で手仕事を生かした風合

いのある製品作りをしている。

◇「機能性食品」来月スタート

【三月一六日 日本農業新聞】

青果物や加工食品などに「体にいい成分を含む」ことを表示できる新たな「機能性表示食品」制度が四月からスタートする。「肝臓の働きを助ける」「目の健康をサポート」などと体の部位を挙げて機能性を表示できるのが特徴。これまであった「栄養機能食品」「特定保健用食品（トクホ）」に次ぐ第3の食品表示制度だ。

◇電力・ガス分社化 一〇兆円市場開放に向け改正法案閣議決定

【三月四日 産経新聞】

政府は三日、電力、ガス市場の自由化を進める電気事業法とガス事業法の両改正案を閣議決定した。電力会社の送

配電部門と、大手ガス会社の導管部門をそれぞれ分社化することが柱。家庭向けの電力、

ガス小売りを中心に計約一〇兆円の市場が開放され、新規参入企業による競争を促して

料金低下やサービス向上を後押しする。今通常国会での成立を目指す。

電力会社から送配電部門を切り離し、別会社にする「発送電分離」を三二年四月に実施。発送電分離は、政府が三段階で進めてきた電力改革の最終段階となる。ガス事業では、東京、大阪、東邦の大手三社の導管部門を三四年四月に分社化。小売りの全面自由化を二九年に開始する。自由化される市場規模は電力で約八兆円、ガスで約二・四兆円とされる。経産省によると、電力小売りへの参入を

検討する事業者数は二月末段階で五七七社と、一年前の約三・七倍に増えた。改正法案には、自由化の進捗状況を確認する検証規定のほか、自由化後の市場取引で、事業者に業務改善勧告を出す権限を持つ「電力・ガス取引監視等委員会」の二七年度中の設置が盛り込まれた。

◇防災・減災の切り札、感震ブレイカー

【四月一日 読売新聞】

最悪で約二万三〇〇〇人と想定される首都直下地震の死者を半減させるため、政府は、首都の弱点である木造住宅密集（木密）地域での火災をいかに抑えるか、具体的な目標と対策を初めて打ち出した。

その切り札の一つが揺れを感知して電気を遮断する「感震ブレイカー」だ。木密解消に時間がかかる中、出火を防ぐ有効手段として「木密地域での設置率二五％」達成などで八千人超の死者減を目指す。◇シカ捕獲で認証制度

【四月七日 日本農業新聞】

有害鳥獣であるエゾシカの

有効活用などを進めるエゾシカ協会（札幌市）は二〇一五年度、鹿の個体数管理に必要な知識と技能を持つ人材を各地域に育てるため、「シカ捕獲認証制度」を始める。捕獲技術だけでなく、個体数の観察、有効な対策の立案、衛生的な食肉管理などを伝える講義を実施。習熟度を確かめる試験で合格者を認証し、地域毎の効果的な鹿管理を目指す。

◇地域の特産 国が認証

【四月一〇日 読売新聞夕刊】

農林水産省は一〇日、特定の地域で作られる農産品などの品質を国が審査・保証する「Gマーク」を六月から導入すると発表した。生産や加工業者の団体が、その土地ならではの高品質な食品や農林水産品の登録を国に申請し、審査で認められればマークを商品に付けられる。海外の模倣品などに対し、政府は現地で訴訟を起こせるようになる。

◇ラムサール条約に4湿地

【四月二日 日経新聞夕刊】

環境省は二二日、国際的に

重要な湿地の保全を自指すラムサール条約に、群馬県の芳ヶ平湿地群、茨城県の涸沼、佐賀県の東よか干潟と肥前鹿島干潟の計四カ所を推薦すると、中央環境審議会自然環境部会に報告した。六月にウルグアイで開かれる締約国会議までに登録が決まる見通し。新規登録は二〇一二年以来で、国内の登録湿地は五十カ所になる。

◇温室ガス13年度比26%減

【四月二四日 読売新聞】

政府は、二〇一三年度の温室効果ガスの削減目標を、一三年度比で二六・〇%とする方針を固めた。三〇日に予定される環境省と経済産業省の合同会議に政府案を提示し、六月にドイツで開かれる先進七か国（G7）首脳会議で安倍首相が表明する。一三年比で換算すれば、欧州連合（EU）の目標を上回る水準となる。

政府は、三〇年時点の電源構成目標を、二酸化炭素（CO₂）を出さない太陽光や風力などの再生可能エネルギー

を二二～二四%、原子力を二〇～二二%にする方針を固めた。企業活動の省エネ対策と合わせればCO₂の排出量を二二%程度減らせると想定。これに森林整備などによるCO₂の吸収量を上乗せすれば、二六%削減できるとみている。

◇ミラノ万博開幕

【五月二日 毎日新聞】

「食」をテーマとした初の万博「2015年ミラノ国際博覧会」（ミラノ）が1日、イタリア北部ミラノ郊外で、一〇月三一日までの半年間の日程で開幕した。約一五〇カ国・機関が参加。各国の多彩な食文化を紹介し、飢餓や肥満、人口爆発など世界規模の食糧問題の解決を訴える。万博スローガンは「地球に食料を、生活にエネルギーを」。

◇被災県応援相次ぎ終了

【五月一〇日 読売新聞】

岩手、宮城、福島3県に全国から派遣されている応援職員が、今年3月で打ち切られるケースが相次ぎ、被災自治体の職員不足が深刻化している。災害公営住宅の建設など

復興関連事業が増加する中、三県と被災市町村で不足する職員数は、年度が替わった四月一日時点で三月の一・六倍に拡大。被災自治体からは「復興に遅れが出かねない」との声が上がる。

総務省によると、3県への応援職員の派遣数は、東日本大震災直後の2011年度を除くと、12年度から14年度まで増加が続いた。しかし、3県によると、15年度当初の派遣数は14年度当初より89人少ない2138人となり、初めて減少に転じた。

◇農地バンク低調

【五月20日 読売新聞】

農林水産省は一九日、農地中間管理機構（農地集積バンク）の二〇一四年度の農地貸し付け実績は約二万四〇〇〇軒だったと発表した。目標の約一五万軒の二六%にとどまった。農業の大規模化を進める切り札として新設された制度だが、農家の抵抗感が強く、初年度は低調だった。政府は、実績に応じた予算配分を検討するなどのテコ入れを図る。

アトランダム雑誌切り抜き

3～5月

◆真の「地方創生」とは何か

片山善博×小田切徳美対談

《片山》総合戦略づくりは、過疎地域振興計画や地域活性化戦略づくりなど名称に違いはあれ、これまでに何度もやってきた。今回は以前と変わら

ないばかりか、むしろ悪い方向に動くおそれが強い。本来であれば、いままでの政策の検証が不可欠でした。しかし、検証している形跡がなく、自治体にも検証する時間的余裕が与えられていない。

これまでの計画は、総じて国からの指示で自治体が内輪でつくるか、自治体がコンサルに外注してつくられてきた。この手続き自体が致命的な欠陥を抱えている。地域の課題をとらえ、その処方箋を書かなければならないときに、役

所が国や政府ばかりを向いて、あるいは地方のことを知らない東京のコンサルに丸投げしてつくったようなものが、地域の住民にとってよい計画になるはずがない。

時間はかかっても、草の根レベルで住民は何を求めているのか、その解決のためにどのような政策を実施するかを考えなければならぬのに、現状ではそれをやる時間もそのことに気づきすらもない。

《小田切》バブル崩壊から20年、平成の市町村合併から10年を経て、地域の課題は外来型開発ではなく、内発的取り組みによってしか解決できないという新しい気づきや覚悟が、住民はもとより自治体の首長レベルでも出始めていた。当事者意識を持って内発的に

地域をおこしていく覚悟がようやく生まれ、地域おこし協力隊などそれを支える制度ができた矢先に、またしても地方創生という、結果的には外来型の政策がやってきた。

《片山》地方創生には疲弊する地方をなんとかしたいという善意もあるでしょうが、過去の政策の検証も総括もなく、結局はこれまでと同じくお役所中心の皮相で、現場や住民の真のニーズとはズレたものにならざるを得ない。どうも、本質を外れた政策に傾きつつあるように思えてならない。

《小田切》ほんとうに地域を活性化させようとするならば、徹底的にポトムアップで進めていくべきだ。地域のライフスタイル、つまり単に仕事などの経済的活動だけでなく農

山村での暮らしや環境、文化、伝統などすべてを含めたライフスタイルを、ポトムアップで再発見、再創造し地域づくりの計画を立てることが必要です。

《片山》ＩターンやＵターンなど外部から人を呼び込むことも必要だし、同時にできるだけ外に出ていけないで残ってもらうことも必要。財界やマスコミ界を挙げてグローバル人材がもてはやされているが、地方の視点でいえば、生まれ育った土地で自己実現を果たすとともに、地域社会を支える「ローカル人材」の育成ではないか。

自分たちの地域にとって、真に必要な人材教育とは何かを考えることで、地域を支えるローカル人材の育成が必要だ。

《小田切》あるべき地方創生の対抗軸は人材であり教育です。「人口増」ばかりクローズアップされているが、重要なことは「人材増」です。いま求められている人材像とは、住民がそこに住み続ける意味

を見失う「誇りの空洞化」を乗り越えた人々です。誇りの空洞化を乗り越えるには、公教育の充実と、付け加えれば公民館が重要だが、公民館はカルチャー講座的なものに変わってしまった。(世界5月号)

◆新たな林業・木材産業の再編とふるさと再生／宮林茂幸

我が国の木材利用は、従来のような無垢の構造材利用から合板や集成材利用に転換しつつあり、最近は新たにCLT利用が議論されるようになってきている。かつての木材流通は、山元を中心に木材商などが購入する売り手市場であった。需要側からの直接的な働きかけによって、供給側がそれに対応していた。その後木材輸入が一般化するようになると木材の売買は木材商社などが木材流通のイニシアチブを握る木材需給構造に転換した。合板や集成材、CLTなどの利用が拡大すると、木材価格を形成する主体は大手の木材加工業者に移っている。と

すると山元への資本還元はあまり期待できないどころか、合板や集成材、CLTとの競争が一層激しくなっており、ますます素材価格は低迷することが予想される。

山村における基幹産業は林業であることはいうまでもないが、それは単に木材を生産するという単純な産業ではなく、その他、多様な産業部門が融合した農林家経済を主体に、地域特性を活かした特有の地域文化を形成しながら発展する総合産業として展開することである。それは、木材など経済財を生産すると同時に、生命維持装置である森林(公共財)を守る生命維持産業としての発展が重要である。また、そのような林業を基幹産業とする山村は、まさに生命維持産業の担い手として位置づけることができる。

古くから木材利用は私たちの暮らしの中で、機能的で合理的で、かつ健康的な消費財として活用されてきた。それは、地域の森林からもたらさ

れる貴重な財であり、森林を持続的に賢く利用することで、いわゆる里山文化を形成してきた。言うまでもなく森林は、木材生産をはじめ国土保全や水源涵養などの多面的な機能を有し、国民経済に欠かせない共通の資本である。

ふるさとはその人の生きる支えであり、励ましであるのではないか。仕事に行き詰まり、挫折しそうになったとき、あるいはストレスがたまったり、体力が衰えたときなど、ふるさとの山や川は、優しくねぎらい、英気を養ってくれる。そこには健全な森林があり、豊かな清流を耕地に施し、生業の資材をもたらす。田畑を地滑りから守り、また、飢饉や天災など集落の危機を救い、そしてある時は人々の心を育むという厳しくも暖かい里山文化が培われ、「ふるさと力」が備わっていた。

ところが、そのふるさとが日本から消えつつある。その緑豊かな山村は、この一〇〇年あまりの間に、市場経済を優先した急速な資本主義の発

展に伴って大きくその姿を変えてきた。一九五〇年代からダムに沈み、五〇〜七〇年代には薪炭林からスギ・ヒノキの人工林に変わり、八〇年代には安い外国木材製品の輸入拡大等によって木材価格が大幅に下落することで手入れ不足となり森林荒廃が進んでいる。特に、源流域の山村は、管理できない森林が増加する傾向にある。それはすなわち、日本の原点であるふるさとの消滅につながる可能性がある。森林資源の成熟期を迎えて、少子高齢化がすすみ一〇〇年後には人口が半減すること、ここ三〇年間で市町村の半数が消滅するなど、わが国は将来不安が山積である。地方創生や強靱な国土づくりを進めようとするならば、いま、森林づくりや国土づくりや木材利用のグランドデザインを、元氣なふるさと再生に位置づけて、構築することが必要な時代になっている。(山林3月号)

森林の未来を憂えて

国民森林会議設立趣意書

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水質源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育ててきた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑の子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2015年夏季 第133号

■発行 2015年7月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

■連絡先 〒112-0012

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3519-5981

FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail:info@peoples-forest.jp

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(〒共)

(年額3,000円)